

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	98 件
国民年金関係	34 件
厚生年金関係	64 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	109 件
国民年金関係	32 件
厚生年金関係	77 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から49年9月まで
② 昭和51年3月から55年3月まで

私の国民年金は、父が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立期間②のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は55年2月ごろに払い出されており、その時点で、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であるとともに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする父親は、国民年金制度発足の36年4月以降、60歳に至るまで保険料をすべて納付していることなどを踏まえると、加入手続を行いながら保険料の納付を行わなかったものとは考え難い。

2 しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和51年3月から54年12月までの期間については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の大部

分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5871 (事案 2216 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 41 年 3 月まで

当初、申立期間の国民年金保険料について、毎回、納付書により郵便局で納付していたと申し立てていたところ、国民年金の加入時期等の加入手続及び保険料の納付方法等の納付手続に関する記憶が、当時の納付制度と異なるなどの理由から、納付記録の訂正は認められなかった。

当初の判断後、昭和 45 年*月に長男が生まれた後のころに、それまで未納であった保険料を、まとめて納付したことを思い出したので、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人の年度別納付状況リストによると、第 1 回特例納付によって国民年金保険料を納付したことを示す「附則 13 条アリ」の記録が確認でき、申立期間の保険料をまとめて納付したとする申立人の主張を裏付けるものとなっている。

また、申立人が保険料を納付したとする時期は第 1 回特例納付が実施されていた時期であり、納付したと主張する金額も、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致している。さらに、申立人は、特例納付するに至った経緯等について具体的に記憶している上、申立人は、申立期間を除き、60 歳に至るまで国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から52年12月まで
② 昭和53年10月から同年12月まで

私が20歳で結婚したのを機に、夫が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和55年4月ごろに払い出されており、その時点で、当該期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、当該期間前後の保険料は過年度納付していることが認められることなどを踏まえると、当該期間の保険料のみ過年度納付されていないことは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで保険料をすべて納付している上、保険料を納付していたとする夫は、保険料を完納していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間①については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする夫は、国民年金の加入時期、加入場所等の加入状況及び保険料の納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の保険料を特例納付で納付した記憶はないと供述するなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効に

より保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から48年3月まで
② 平成3年3月
③ 平成6年3月から10年11月まで

私は、20歳を過ぎて国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を集金人に納付してきた。婚姻後は、私が申立期間②及び③を含めて夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間前後の期間の国民年金保険料を納付済みであり、当該期間は1か月と短期間である。また、申立人が一緒に保険料を納付していたとする元夫は当該期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の保険料額及び印紙検認方式による保険料納付方法に関する記憶が無い上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年6月時点では、当該期間のうち46年3月以前は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、元夫も当該期間につい

ては申立人と同様に未納及び申請免除期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から44年3月まで

私は、国民年金加入手続時に3、4枚の薄い紙を受け取り、金融機関で国民年金保険料を納付し、それ以降は、夫と二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和42年10月から44年3月までの期間については、申立人の所持する国民年金手帳は44年11月に発行されていることから、発行時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、申立人が、加入手続時に受け取った数枚の紙により金融機関で保険料を納付したとする説明は、当該期間の保険料を過年度納付した場合の納付方法に一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和41年8月から42年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳発行時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から47年6月まで
② 昭和47年8月及び同年9月
③ 昭和48年3月及び同年4月
④ 昭和48年11月から49年1月まで
⑤ 昭和56年10月から57年3月まで

私は、納め忘れていた申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付するため、区役所又は社会保険事務所に電話をして納付書を送ってもらい、3、4回に分割してさかのぼって納付した。また、申立期間⑤の保険料は納付書で郵便局に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤については、申立人は、昭和49年8月以降、当該期間及び免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みであり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、当該期間は6か月間と短期間であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①、②、③及び④については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は、昭和63年2月に資格得喪記録が追加されたことにより未加入期間から未納期間に整備された期間である上、申立人がさかのぼって保険料を納付したとする時期は、特例納付実施期間外であり、さかのぼって納付したとする保険料額は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された49年6月以後に実施された第2回特例納付及び第3回特例納付により

当該期間の保険料を納付した場合の金額と大きく異なるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月から49年3月まで

私は、昭和48年2月の夫の退職を機に夫婦一緒に国民年金の手続を行い、その後は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により、近所の金融機関で納めていた。申立期間の保険料が私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年3月から49年3月までの期間については、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料を一緒に納付していたとする夫は、当該期間の自身の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年2月については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の資格取得日が平成7年12月19日に昭和48年3月17日から同年2月17日に記録訂正されるまで、当該期間は未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することができない期間である上、一緒に保険料を納付していたとする夫も当該期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から8年2月まで

私は、国民年金に加入した平成4年度の国民年金保険料の免除を受け、5年度からは、送られてきた納付書により保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した平成4年度の国民年金保険料の免除を受け、5年度から保険料を納付することとした経緯を具体的に説明している。また、後に婚姻した申立人の妻は、当時、申立人に保険料の納付を勧め、申立人から保険料を納付したと聞いたと説明しており、自身の申立期間の保険料が納付済みとなっている。さらに、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納業務を行っている上、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、国民年金保険料は、送付されてきた納付書を金融機関に持って行って納付していた。申立期間も同様に納付していた。私が保険料を納付していた夫は申立期間が納付済みとなっているのに、私だけ申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 7 月から申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は、納付済みである。さらに、保険料の納付方法、納付場所等の申立人の記憶は具体的であり、納付したとする金額は申立期間の保険料額と一致している上、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫の申立期間の保険料は納付済みである。加えて、申立人は申立期間の前後の期間で、住所の変更等の生活環境に変化は無いなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月まで
③ 昭和 50 年 7 月から同年 9 月まで
④ 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 39 年に勤務先で、20 歳になったら国民年金に加入しなければならぬと聞き国民年金に加入し、国民年金保険料は区役所や郵便局で納付してきた。また、未納保険料の請求時にはすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、24 か月と比較的短期間であり、申立期間前後の期間は免除期間となっている上、申立期間の免除申請を行ったことに関する申立人の記憶は具体的である。

また、申立人が国民年金保険料を追納したとする昭和 56 年から 57 年では、申立期間の保険料は追納可能な期間であり、申立人の、さかのぼって保険料を納付した期間や納付時期、納付場所、納付方法等の記憶は具体的であり、前後の免除期間は追納されている上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 38 年 5 月から 42 年 12 月までの期間については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、また、国民年金の加入時期及び国民年金手帳に関する記憶が曖昧であり、印紙検認方式による納付の記憶が無いなど、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、国民年金

手帳記号番号が払い出された昭和 45 年 4 月ごろでは、当該期間は時効により保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立期間①のうち昭和 43 年 1 月から同年 3 月までの期間、申立期間②及び③については、年金記録確認第三者委員会への申立後に、社会保険事務所の調査により保険料納付の記録が判明し、平成 21 年 9 月 14 日に年金記録の訂正が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から58年9月までの期間及び59年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年7月から58年9月まで
② 昭和59年4月から同年6月まで

申立期間①については、私は、保険料の納付を一時期止めたが、昭和58年の11月ごろ、友人に国民年金は加入していたほうが良いと勧められたので手続きをし、近所の郵便局で保険料をまとめて10万円弱支払った。申立期間②については、他の期間と同様に保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和56年10月から58年9月までの期間については、国民年金保険料の納付を再開したとする58年11月時点では、過年度納付及び現年度納付が可能な期間であり、申立人の、さかのぼって納付したことや納付時期、納付方法及び納付場所等の記憶が具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立期間の前後の期間は納付済みとなっている上、申立期間の前後の期間で住所の変更等の生活環境に変化はないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和55年7月から56年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、また、納付を再開したとする58年11月の時点では、申立期間は時効により保険料が納付できない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見

あたらない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から 58 年 9 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月及び同年3月、45年10月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から44年3月まで
② 昭和45年2月及び同年3月
③ 昭和45年10月から47年12月まで

申立期間①及び②については、母が保険料を納付をしてくれていた。申立期間③については、結婚の際、国民年金の住所の変更をせずにしたところ、実家に未納の通知が届いたので、慌てて区役所に行き、未納分を郵便局で分割して支払った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間で、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立期間当時は3か月納付が行われており、2か月の未納は不自然である上、申立期間の前後の期間で住所の変更等の生活環境の変化は無いなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③については、申立人が区役所で申立期間直後の保険料を納付した48年1月時点では、申立期間の保険料は、過年度納付することが可能な期間である。さらに、保険料をさかのぼって納付した契機、保険料納付の時期、納付方法、納付場所等の申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人には保険料をさかのぼって納付した記憶は無い上、申立人の保険料を納付

していたとする申立人の母親も申立期間の保険料が未納であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見あたらない。加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和45年2月及び同年3月、45年10月から47年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から46年12月まで
② 平成10年2月及び同年3月
③ 平成13年1月から15年9月まで

私は、昭和47年に結婚をし、国民年金に加入した際、国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われ、夫の納付期間と同じ期間をさかのぼって納付した。その後、60歳以降も任意加入をして保険料を納付し、厚生年金保険に加入した平成13年1月以降も保険料を納付したはずで、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和45年4月から46年12月までの期間については、国民年金手帳記号番号が払い出された47年1月時点では、過年度納付することが可能な期間であり、当該期間の直後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人の、保険料をまとめて納付したことや、納付した期間、納付方法、納付場所等の記憶が具体的である上、納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致している。さらに、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫の当該期間の保険料は、おおむね納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和41年1月から45年3月までの期間については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）は無く、申立人には夫が納付している昭和45年3月以前の保険料を納付した記憶は無い上、国民年金手帳記号番号が払い出された47年1月時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、

別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）は無く、任意加入^{あいまい}手続を行った時期の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人の、保険料を納付した期間、納付方法等の記憶は曖昧^{あいまい}である上、平成 13 年 1 月から 15 年 6 月までの期間は、厚生年金保険の被保険者のため、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであり、15 年 7 月から同年 9 月までの期間は、申立人は 65 歳到達後で、年金を受給する資格があったため、制度上国民年金に加入することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 45 年 4 月から 46 年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から45年3月までの期間、51年4月から同年9月まで期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から52年3月まで

私は、昭和54年6月ごろ、妻が当時居住していた市の出張所に国民年金保険料の相談に行った際、過去の未納分の保険料について夫婦二人分の納付書を作成してもらった。1枚あたりの保険料はおよそ14~15万円で、全部で30万円程度のお金を銀行で納付した。また、申立期間の後半の期間については、妻が国民年金の加入手続時にさかのぼって二人分の保険料を納めたはずである。

申立期間の保険料について、妻が納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和42年4月から45年3月までの期間については、申立人の妻が、国民年金保険料を納付したとしている昭和54年6月ごろは、第3回特例納付の実施期間中であり、申立人は強制加入被保険者であったことから、特例納付により保険料を納付することが可能な期間であった。

また、夫婦二人分の保険料を同じ期間特例納付したこと、特例納付の場所及び方法などに関する申立人の妻の記憶は具体的である上、納付したとする金額は、当該期間の保険料を二人分納付した場合の保険料額とおおむね一致しており、申立期間後は、申立人及びその妻ともに保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号

が払い出された 52 年 12 月時点では、当該期間は過年度納付することが可能な期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の妻と連番で払い出されており、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻の当該期間の保険料は納付済みとなっている。加えて、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻の、国民年金への加入手続時に当該期間の保険料をさかのぼって納付したこと、保険料の納付時期、納付方法等の記憶は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 51 年 3 月までの期間については、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の妻が納付したとする金額は、当該期間の保険料を二人分特例納付した場合の金額と大きく異なっているなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの期間については、夫婦二人分の保険料を同時に納付していたとする妻は、当該期間の保険料が、時効後納付のため還付されていることが還付整理簿に記載されており、これらの記載内容に不合理な点は無く、申立人の当該期間の保険料も、妻と同様に、時効により納付することができなかったものと考えられるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 45 年 3 月までの期間、51 年 4 月から同年 9 月までの期間、52 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年12月までの期間及び42年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年12月まで
② 昭和42年4月から同年7月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、現在のオンライン記録では未加入期間とされているものの、申立人が所持している昭和38年6月に発行された国民年金手帳により、申立人は37年1月1日に強制被保険者として資格取得をしていたことが確認でき、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された38年6月時点では、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立人は納付期間が「自昭和37年1月分 至昭和37年3月分」と記載されている領収証書を所持しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人は、当該期間を除き昭和38年1月以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、当該期間は4か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から51年12月まで

私の妻は、昭和43年1月に区役所出張所で私の厚生年金保険から国民年金への切替手続と、自身の氏名変更手続を行い、以後は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を未納がないように納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への複数回の切替手続についても適切に行っている。また、申立人の妻は、申立人が会社を退職した直後の昭和43年1月に申立人の加入手続を行った際、結婚後であったため、申立人の妻については国民年金手帳の氏名変更手続も行ったと具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から52年3月まで

私は、20歳になった時に区役所出張所で国民年金の加入手続をして、以後は定期的に国民年金保険料を納付していた。また、昭和43年1月に区役所出張所で夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続と、自身の氏名変更手続を行い、以後は夫婦二人分の保険料を未納がないように納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている上、申立人の夫が厚生年金保険に加入した昭和54年11月には任意加入手続を行い、任意加入期間の保険料をすべて納付している。また、申立人は、夫が会社を退職した直後の昭和43年1月に夫の加入手続を行った際、結婚後であったため、申立人については国民年金手帳の氏名変更手続も行ったと具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和39年3月から42年12月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人は、当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶はないと説明していること、また、申立人が当時居住していた区では、当該期間当時の保険料は印紙検認方式での納付であったが、申立人は、保険料を印紙検認で納付した記憶はないと説明していることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和43年1月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 60 年 3 月まで

私は、20歳になった少し後に、国民年金の加入勧奨の通知が来たので、区役所で説明を受けた。当時、専門学校生だった私は国民年金保険料を納付することができないため、両親に相談したところ、母から自分で加入手続をすれば保険料を納付してあげると言われたことを記憶している。その後、納付書により、母が私の20歳以降の保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人は、加入勧奨を受けて区役所に出向いた際、保険料の申請免除について相談したが、両親の収入から申請免除の要件に該当しない旨の説明を受けたと具体的に説明している。また申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年7月ごろに払い出されていることが確認でき、当該払出し時点で、申立期間は保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能な期間である上、申立人の母親は申立人の加入当初の保険料を数か月分まとめて納付したことを記憶していること、母親及び父親はいずれも36年4月から60歳到達時まで保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月までの期間の付加保険料、56 年 1 月から同年 3 月までの期間、57 年 6 月及び同年 7 月の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 57 年 6 月及び同年 7 月

申立期間①については、国民年金の加入手続時に付加保険料の手続も一緒にした記憶があり、定額保険料のみを納めるはずはない。申立期間②及び③については、きちんと国民年金保険料を納付したはずである。申立期間①の付加保険料が未納とされ、申立期間②及び③の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人が居住している区が保管する氏名索引簿に、「付 52. 12. 7」の記載があることから、付加保険料を含む国民年金保険料納付書が発行されていたと考えられ、付加保険料のみが未納となっていることは不自然である。申立期間②及び③については、それぞれ 3 か月及び 2 か月と短期間である上、申立期間の前後の期間は、付加保険料を含めた保険料が納付されている。また、申立期間③については、申立人は昭和 57 年 12 月 25 日付けの当該期間を含む 57 年 6 月から同年 8 月までの催告状及び当該期間直後の 57 年 8 月分の領収証書を所持しており、当該領収証書により 58 年 2 月 14 日に現年度納付していることが確認でき、この時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの期間、46 年 1 月から 50 年 3 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 54 年 5 月から平成 7 年 2 月まで

私は、夫が独立開業をした昭和 44 年 7 月ごろ、区役所で夫と一緒に国民年金の加入手続きを行い、二人分の保険料を納付していた。また、申立期間②については、昭和 48 年 2 月ごろに駅頭で行っていた年金相談をして、未納の保険料を納付するとともに、それ以後の保険料は納付書で保険料を納付した。申立期間④については、夫の事情により、54 年 5 月に区役所で夫の保険料の免除申請をした際、将来を考え自分の付加保険料納付の手続きを行うとともに、口座振替により未納が無いよう納付してきた。申立期間①、②及び③の定額保険料並びに申立期間④の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、60 歳以降も任意加入するとともに、付加保険料も納付するなど、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①及び③については、3 か月と短期間である上、前後の保険料は現年度納付で納付済みとなっており、途中の当該期間についても納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立期間②については、申立人は、昭和 48 年 2 月ごろに駅頭の年

金相談会を受けた後、未納の保険料を納付したと具体的に説明しており、納付したとする保険料額は当時の保険料とおおむね一致している上、相談会後の保険料は送付されてきた納付書により納付したとしており、当時、申立人が居住していた区の納付方法と一致する。

しかしながら、申立期間④については、申立人が付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は昭和 54 年 5 月に夫の免除申請をした際に付加保険料納付の手続を行ったとしているが、申立人の所持する国民年金手帳によると、当該手帳には付加保険料の手続を行った記載が無い上、当該期間は 190 か月と長期にわたっていることなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの期間、46 年 1 月から 50 年 3 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から46年3月まで
② 昭和46年7月から47年3月まで
③ 昭和48年1月から同年3月まで
④ 昭和49年4月から同年6月まで

私の国民年金保険料は、住み込み先の医師が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②は住み込み先の医師が、住み込み先を出た後の申立期間③及び④は自分で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料について、申立期間を除きすべて納付している。また、申立期間②については、9か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年11月時点で、現年度納付することが可能な期間であり、当該期間前の保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、当該期間の保険料についても住み込み先の医師が納付していたものと推認でき、申立内容に不自然さは見られない。さらに、申立期間③については、3か月と短期間である上、当該期間の前後の保険料は納付済みであり、途中の当該期間についても納付していたものとするのが自然である。

しかしながら、申立期間①及び④については、住み込み先の医師及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①については、申立人の保険料を納付していたとする住み込み先の医師から当時の納付状況等を聴取することができないため、

当時の状況が不明確である上、申立人は医師から過年度納付をしたことを聞いた記憶が無い。また、申立期間④については、申立人は、当該期間当初の昭和49年4月に結婚のため転居をしているものの、申立人に係る被保険者名簿により住所及び氏名変更手続は51年3月に行われたことが確認できることを踏まえると、申立人に当該期間の納付書が送達されていたとは考え難いなど、住み込み先の医師及び申立人が申立期間①及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 55 年 3 月まで

私は、国民年金に加入後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。昭和 55 年ごろ、未納分の保険料を一括納付できることを知り、区役所の職員に相談の上、未納の保険料をすべて納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は昭和 55 年 6 月に第 3 回特例納付で保険料を納付していることがオンライン記録で確認でき、申立期間はその時点で第 3 回特例納付の保険料額より低額である現年度及び過年度納付をすることが可能であることを踏まえると、特例納付の保険料のみが納付されているのは不自然であり、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、両親の国民年金保険料と一緒に私の分も納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年11月から42年3月までの期間については、申立人は、当該期間後60歳になるまで国民年金保険料をおおむね納付しており、当該期間は5か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された42年3月時点では、当該期間の保険料を現年度納付することが可能である上、保険料を納付したとする申立人の父親及び母親は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和41年10月については、申立人の父親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、社会保険庁の記録及び申立人が所持する国民年金手帳には、申立人の国民年金の資格取得日が当該期間直後の41年11月1日となっているなど、申立人の父親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和40年1月から同年3月まで
③ 昭和45年10月から同年12月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私と2人の姉の国民年金保険料を区の集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、当該期間を除き昭和40年4月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は3か月と短期間である上、申立人が保険料を区の集金人に納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致し、父親が保険料を申立人と一緒に納付していたとする申立人の長姉も、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の父親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるとともに、父親が保険料を納付していたとする申立人の次姉は、申立人と同様、当該期間の保険料が未納となっている上、長姉は、申立期間②の保険料が未納となっているなど、申立人の父親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの期間及び38年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで
② 昭和38年1月から同年3月まで

私の母は、昭和36年に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き昭和36年4月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ6か月、3か月と短期間である。また、申立期間が含まれる昭和36年度及び37年度については、申立期間以外の残余の期間は納付済みとされており、本来申立人の特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、申立人の特殊台帳が保存されていない。

さらに、申立期間①については、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている申立人の夫は、社会保険庁の記録では、当該期間のうち少なくとも3か月分の保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

加えて、申立期間②については、区の集金人に納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致する上、申立人が所持する39年10月21日付け領収書には納付対象期間が記載されていないものの、納付時点において当該期間の保険料を過年度納付することができること、及び過年度納付可能な期間から国民年金手帳の検認印等により納付が確認できる期間を除いた期間の保険料額は当該領収書に記載された納付額と一致することを踏まえると、当該領収書の納付対象期間には当該期間が含まれるものと考え

られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 10 月に国民年金に任意加入し、3 か月ごとに郵便局で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である。また、申立人が保険料を納付したとする郵便局は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っている上、社会保険庁の記録では、申立期間直前の昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで保険料を 3 か月ごとに現年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 54 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 54 年 7 月から同年 9 月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、当該期間前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間はそれぞれ 3 か月と短期間である。また、申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の夫が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫及び申立人は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期及び保険料の納付時期の記憶が曖昧であり、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当該期間当時居住していた市の納付方法と相違し、納付したとする金融機関は、保険料の収納を取り扱っていなかったことが確認できるなど、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 54 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月から44年3月まで
私の母は、父母及び兄の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は7か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年3月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である上、同居していたとする申立人の両親及び兄は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から平成元年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から平成元年 11 月まで

私は、国民年金加入後、集金人を通じて国民年金保険料を納付してきた。子供が幼稚園に入園していたころは、郵便局で納付していたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から平成元年 11 月までの期間については、申立人は、子供が幼稚園児であった昭和 60 年ごろに、国民年金保険料を郵便局で納付していたことを具体的に記憶している上、当該郵便局は、当時開設されており、保険料の収納を行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金と国民健康保険の集金人がそれぞれ来ていたこと、保険料の納付頻度については毎月であったことなどを記憶しているが、申立人の夫は、56 年 8 月から 59 年 3 月まで厚生年金保険に加入しており、申立人は夫の健康保険被扶養者であったと説明していることから、申立人の国民健康保険料の集金は行われていなかったと考えられる。

また、申立人が当時居住していた区では、国民年金保険料の集金人は、保険料の未納者を対象に原則 3 か月に 1 度ごと保険料を徴収していたことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 57 年 3 月時点では、申立期間の一部の保険料は、さかのぼって納付する必要があるが、申立人は、加入当初にさかのぼって納付したことは無いと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から平成元年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、未納期間の国民年金保険料を一括で特例納付した。申立期間の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月のうち、少なくとも 17 か月分については領収証書があるので、認められるはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付日が昭和 55 年 6 月 30 日付けの昭和 51 年度 5 か月分、52 年度 12 か月分と記載された 2 枚の第 3 回特例納付の領収証書を所持しているが、オンライン記録によると、49 年度の 5 か月分及び 50 年度 12 か月分の保険料が特例納付されていることが確認でき、第 3 回特例納付者リストにおいて、申立人の前後に記載されている特例納付者 6 人は、特例納付の保険料が先に経過した月の分から収納されている状況からみて、申立人の所持する領収証書は 49 年度及び 50 年度と記載すべきところを 51 年度及び 52 年度と誤記したものと推察され、申立期間の保険料が特例納付されたものとは考えられない。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 53 年 4 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料を現年度及び過年度納付することが可能であったこと、手帳記号番号払出時点で時効により納付することのできなかった未納期間については第 3 回特例納付による納付事実が確認でき、また、申立人が所持する領収証書から手帳記号番号払出後の現年度保険料は納期限内に納付していたことが確認できる上、特例納付の保険料よりも低額の過年度保険料を納付する機会があったこと、申立人は特例納付以

外に2年間さかのぼって保険料を納付した記憶があるとしていることなど、申立期間の保険料は過年度納付されたものと考えて不自然、不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から46年12月まで
② 昭和48年4月から51年3月まで
③ 昭和58年11月

私は、国民年金に加入後、不在者として管理され、納付書が届かず国民年金保険料を納付できない期間があった。転居していないにもかかわらず、納付書が発行されていなかったことをもって申立期間①及び②の期間の保険料が未納とされていることに納得できない。また、申立期間③については保険料を納付していたはずであり保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険事務所で保管している年度別納付状況リストから、当該期間の任意加入手続を適切に行っていることが確認でき、申立期間は1か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②の期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付状況等についての記憶が曖昧である。また、申立人は、昭和55年6月に申立期間①直前の36年4月から41年3月までの期間の保険料を第3回特例納付により納付していることが確認でき、当該特例納付時点で、申立人は特例納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な月数を考慮し特例納付したと考えられるこ

と、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の手帳記号番号は申立期間②当時の49年2月ごろに払い出され、その後、申立人は不在者として管理されていた期間があったことが確認できることなど、申立人が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から47年12月まで
② 昭和50年7月

私の父は、昭和48年1月に私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、さかのぼって国民年金保険料を納付してくれたはずである。また、転居後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和48年1月に申立人の妻と連番で払い出されており、当該払出月から当該期間直前の50年6月までの国民年金保険料を納付していることから、当該期間についても現年度納付が可能であったこと、当該期間は1か月と短期間であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの期間、47年4月から48年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで

私は、国民年金制度が開始されたころから国民年金に加入していたはずである。申立期間①の期間は、自宅に国民年金の集金人が来ていたと思う。申立期間②及び③の期間は、区役所出張所で継続して国民年金保険料を納付していた。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和41年4月から42年3月までの期間については、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された42年4月時点では、申立人の資格取得日は35年10月1日、被保険者種別は強制加入とされていることが国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の所持する47年4月1日発行の国民年金手帳から確認でき、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、当該期間直後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人と上記手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の夫は当該期間の保険料を納付していることなど、当該期間の保険料が、申立人の分のみ未納となっていることは不自然である。

また、申立期間②及び③については、当該期間前後の保険料は納付済みで、当該期間は12か月及び3か月とそれぞれ短期間である上、申立人が保険料を納付していたとする区役所出張所において、保険料の収納事務を行っていた

ことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の上記手帳記号番号の払出時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間、47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年9月まで

私の国民年金は、母が自宅に集金に来た区の職員に依頼して加入手続きを行い、3か月か6か月ごとに集金の職員に国民年金保険料を納付してくれていた。また、加入したときには、さかのぼってまとめて保険料を納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年4月から同年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年6月ごろに払い出されており、当該期間の国民年金保険料を現年度で納付することが可能であり、また、申立人は、同居していた母親が自宅に来ていた区の職員に保険料を納付していたと説明しており、申立人が居住していた区では、当該期間に集金による保険料の収納が実施されていたことが確認できる。さらに、当時国民年金手帳の印紙検認台紙は、通常翌年度に切り離されるが、当該年度の保険料がすべて納付済みの場合には、それが確認された時に切り離される事務処理が行われており、申立人が所持する国民年金手帳の昭和41年度の印紙検認台紙が昭和42年3月に切り離されていることから、昭和41年度分の保険料をすべて納付していたと考えられることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年4月から41年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納

付に關与しておらず、母親がさかのぼって納付した期間については憶えていないと説明しており、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、上記手帳記号番号の払出時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成5年1月1日であると認められることから、申立期間の被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成2年9月から4年9月までは53万円、同年10月から同年12月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月1日から5年1月1日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務した期間の一部期間の加入記録が無く、標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び経理担当者の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における資格喪失日は、当初、平成5年1月1日（処理日は5年1月13日）と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年10月31日以降の5年3月26日に、4年10月の標準報酬月額50万円の定時決定が取り消され、さかのぼって4年9月1日に訂正処理されている。

また、申立人の標準報酬月額については、当初、平成2年9月から4年5月までは53万円と記録されていたところ、同年6月8日に、さかのぼって当該期間が8万円に減額訂正されている上、申立人のほかに3人についても、当該

期間の標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、A社の代表取締役は、標準報酬月額が減額訂正された当時、社会保険事務所の職員と厚生年金保険料の滞納の処理について相談していたことを供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の資格喪失日を訂正し、また、標準報酬月額を減額訂正する合理的理由は見当たらず、申立人のA社に係る資格喪失日は、事業主が当初届け出た平成5年1月1日に、標準報酬月額は2年9月から4年9月までは53万円、同年10月から同年12月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年7月から4年1月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から4年2月29日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額より低い額に訂正されている。同社では取締役であったが、厚生年金保険の事務手続には関与していなかったため、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたものが、平成4年6月8日付けで遡及して20万円に減額訂正されている上、同社においては、申立人のほか7名の標準報酬月額が、同様に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、申立人は、平成4年3月1日から他社における雇用保険の記録を有していることから、社会保険事務所において、当該記録が訂正処理された日には、既に同社を退職していることが確認でき、申立人は、当該訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年10月から4年5月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年6月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間には既に取締役ではなく、また、社会保険に関する事務は担当していなかったため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年7月9日の後の同年8月18日付けで遡^{そきゅう}及して18万円に減額訂正されており、同社においては、申立人のほか3名の標準報酬月額^{そきゅう}の記録が、同様に遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できる。

なお、申立人はA社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、平成3年2月12日に取締役を退任していることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録によると、社会保険事務所が当該記録を訂正処理した日には、他社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立人は、同日には、既に同社を退職していることがうかがえる。

また、A社の代表取締役は、「申立人は在職中に社会保険に関する事務担当をしておらず、全喪及び遡^{そきゅう}及訂正の手続きには関与していなかった。」と供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成2年12月から3年12月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から4年1月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与より低い金額に変更されている。同社では社会保険事務担当者ではなかったため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった4年2月29日以降の同年3月26日に、さかのぼって30万円に訂正されている上、同社においては、申立人のほか4名の標準報酬月額についても、さかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

なお、申立人はA社の商業登記簿謄本から、平成3年6月30日に取締役を退任していることが確認できる上、申立人の同社における雇用保険の記録は同年12月20日までとなっていることから、申立人は、当該訂正処理が行われた日には、既に同社を退職していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成9年8月から10年8月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から10年9月10日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では取締役であったが営業担当役員であり、社会保険事務には関与していないので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年9月10日以降の同年9月11日に、さかのぼって9万2,000円に減額訂正されている上、申立人のほか3名の標準報酬月額の記録についても、さかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、A社の商業登記簿謄本から、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、申立人は営業の仕事を主に行っており、社会保険事務には関与していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、26万円に訂正するこ

とが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成4年7月から5年9月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月16日から5年10月21日まで

A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたものが、申立人のA社における被保険者資格喪失日である平成5年10月21日の後の6年1月18日付けで、申立人を含む26名の標準報酬月額に係る記録が遡^{そきゅう}及して減額訂正されており、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は12万6,000円に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成8年10月から9年6月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年7月4日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では経理担当の取締役として勤務していたが、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年7月4日の後の同年8月15日に、さかのぼって9万8,000円に訂正されている上、申立人のほか2名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、A社の商業登記簿謄本から、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、申立人は、経理担当として勤務していたが、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 22 日から 36 年 12 月 1 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 13 日まで

友人に年金の受給手続を行ってもらったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間は、申立期間①と同一事業所であり、これを失念するとは考え難い。

また、未請求となっている期間と申立期間は、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から33年1月1日まで
平成20年5月に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことは無く、脱退手当金は受け取っていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和34年3月7日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和32年5月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月 11 日から 32 年 9 月 15 日まで
② 昭和 32 年 9 月 13 日から 33 年 8 月 30 日まで

年金問題が騒がれるようになり、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職時に会社から脱退手当金に関する説明は無く、脱退手当金をもらった覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年3か月後の昭和36年11月14日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和35年1月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成8年4月18日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年10月から8年3月までの標準報酬月額については34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月31日から8年5月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成8年5月16日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年10月31日。以下「全喪日」という。）より後の8年4月18日に、申立人及び同社の代表者が全喪日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨処理されている。

しかし、申立人及びA社の代表者の供述から、全喪日において、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められるところ、当該代表者は、「当時は経営が苦しくなって、厚生年金保険料等を支払えなくなり、社会保険事務所に相談に行った際、担当職員から、休業扱いとすと言われた。」と供述している。

また、申立人が保管する預金通帳の給与振込記録から、申立人は、申立期間においても、A社に勤務していたことが認められ、さらに、給料支払明細書により、申立期間のうち、平成7年10月から同年12月までの期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、全喪日に資格喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた平成8年4月18日とすることが必要であると認められる。

また、平成7年10月から8年3月までの標準報酬月額については、7年9月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成8年4月18日から同年5月16日までの期間については、上記のとおり、社会保険事務所の記録では、A社は、7年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間において、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、上記代表者は、当時のA社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

このほか、事業主が、社会保険事務所に対し、厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の届出を行いながら、申立人から当該期間に係る厚生年金保険料に相当する額を給与から控除していたという関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から同年6月16日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では取締役であったが、厚生年金保険の事務手続には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成6年6月16日より後の同年6月28日付けで、申立人を含む役員二人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は8万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、上記減額訂正について、A社の元代表取締役等に照会したが、回答が無いため確認できず、また、申立人と同様に標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されている役員は、「減額訂正前の標準報酬月額に相当する報酬をもらっていた。当時、給与の遅配も未払もなかった。」と供述している。

さらに、A社は、上記減額訂正が行われてから3か月程度後の平成6年10月6日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の役員及び従業員は、上記減額訂正が行われた当時の同社の状況について、経営状況が悪化し、

資金繰りが厳しかった旨供述していることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険料等の支払に苦慮していたことがうかがえる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。しかし、上記の役員及び従業員は、「申立人は、当時、販売員として勤務しており、社会保険事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人が上記減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成7年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間の平成7年9月30日にA社を退職しているが、翌日の10月1日にはA社の親会社であるC社に復職したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、在籍証明書、健康保険組合作成の健康保険資格喪失証明書及び厚生年金基金の加入員記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（平成7年10月1日に同社からグループ会社であるC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年8月の社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出書の記載に誤りがあったとしており、また、事業主が資格喪失日を平成7年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年

9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から11年9月29日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成11年9月29日より後の同年9月30日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は15万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記のような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人について、昭和57年11月14日に同社の取締役を辞任した旨が同年12月4日に登記されており、上記訂正処理が行われた平成11年9月30日においては、同社の取締役でなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の22万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に設計営業の取締役として勤務した期間(申立期間の一部期間は共同の代表取締役)のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。当時の家計簿があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、平成6年4月から同年12月までは53万円と記録されていたが、7年1月30日付けで、6年4月から同年10月までは8万円に、同年11月及び同年12月は9万2,000円に減額訂正され、申立人同様に同日に、二人の被保険者についても標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した平成6年1月から7年6月までの家計簿の写しでは、当該期間は53万円に相当する厚生年金保険の標準報酬月額相当額の保険料が控除されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿によると、申立人は昭和55年から取締役に就任し、申立期間の一部期間に共同の代表取締役に就任していることが確認できる。しかし、同社の従業員は、申立人は設計営業の取締役であり、経理事務には関与しておらず、同社ではもう一人の代表取締役の妻である取締役が社会保険の届出事務を行っていたとしていることから、申立人が同社において社会保

険の届出事務に権限を有していなかったと認められる。

なお、社会保険庁の記録でもA社の事業主は、もう一人の代表取締役の氏名が記録されている。

また、上記従業員は、A社が社名変更した平成7年には同社は業績が悪化し、もう一人の代表取締役の自宅が銀行の抵当に入り融資を受けていたことを記憶し、その当時同社では社会保険料の滞納があったとしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人の標準報酬月額を減額訂正する合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和47年2月18日から48年4月1日までについては、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年2月18日、資格喪失日を48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47年2月から同年6月までは3万6,000円に、同年7月から48年3月までは4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月1日から48年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、昭和46年12月1日同社の厚生年金保険に加入し、昭和48年4月1日まで、継続して勤務していたのは確かであり、同社で一緒に勤めていた同僚には申立期間に係る厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における在籍については、A社及び同僚の回答により、申立人が昭和46年12月1日から48年4月1日まで同社に継続勤務していたことが確認でき、同社は申立期間に係る申立人の厚生年金保険の保険料控除については、当時の賃金台帳等がなく確認できなかつつも、申立人のみ申立期間の厚生年金保険料を給与から控除できなかった理由は考えられないと回答しているほか、同僚8人が全て厚生年金保険に加入している上、同8人に照会した結果、いずれも申立人が正社員であり厚生年金保険料は控除されていたと

回答していることから判断して、申立人の申立期間において、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

しかしながら、申立人の雇用保険の記録は昭和47年2月18日からとなっており、申立人の入所日（46年12月1日）と異なっていることについて、A社に勤務していたほとんどの同僚が、入所日と雇用保険及び社会保険の加入記録に2か月以上の期間があることから、申立人の同社における資格取得日を、雇用保険の記録と同日の、47年2月18日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は昭和48年4月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から47年2月から47年6月までは3万6,000円に、47年7月から48年3月までは4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付義務を既に履行しているとしているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年2月から48年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成3年10月から5年7月までは53万円、同年8月及び同年9月は41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年10月25日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成5年10月26日以降の同年11月4日付けで、申立人の3年10月から5年7月までの標準報酬月額が53万円から8万円に、同年8月及び同年9月の標準報酬月額が41万円から8万円にそれぞれさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、「申立人は、営業担当の役員であり、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力は無かった。」「社会保険事務を担当していた取締役から、当該訂正処理を行った旨の報告を受けたが、そのことを申立人に説明していないし、同意も得ていなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が当該処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立

人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年10月から5年7月までは53万円、同年8月及び同年9月は41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月1日から10年6月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。

同社では取締役であったが、厚生年金保険の事務手続には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年12月から10年5月までの期間は30万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった10年6月30日以降の同年8月6日に、申立人を含む3名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間について9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は法務局のA社に係る商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、当該事業所の従業員によれば、申立人は、B工場の責任者として勤務をしており、社会保険の事務担当者ではなかった旨供述している。

さらに、A社の経理担当職員であった申立人の妻は自らが社会保険事務の職務を担当していたと供述していることから、申立人が標準報酬月額の当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から同年6月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年1月から同年5月までの期間は20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった10年6月30日以降の同年8月6日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間について9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は法務局のA社に係る商業登記簿謄本から、監査役であったことが確認できるが、申立人は同社の経理及び社会保険事務の担当職員としての立場であったと供述しており、また、同社の従業員は、社会保険事務の権限を有していた担当者は事業主であり、申立人ではなかった旨を供述していることから、申立人は標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から4年6月30日まで

社会保険事務所の戸別訪問で、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年7月から4年5月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年6月30日以降の6年2月4日に、申立人を含む8名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間について8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年7月16日まで

厚生年金保険の加入状況について、A社に勤務した期間のうち、平成5年10月から6年6月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年10月から6年6月までの期間は18万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年3月19日以降の同年7月13日に、申立人を含む49人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間について9万8,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年2月21日まで

厚生年金保険の加入状況について、A社に勤務した期間のうち、平成4年4月から5年1月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から5年1月までの期間は16万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年2月21日以降の同年4月7日に、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間について8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た16万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和58年9月26日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、20万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月22日から39年4月1日まで
② 昭和58年4月30日から同年9月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、B社に勤務した期間のうちの申立期間①及びA社に勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。B社には、昭和38年3月22日から勤務し、また、A社には、58年9月25日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和58年9月26日より後の同年12月2日付けで、申立人の同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消された上、同年4月30日を資格喪失日とする処理が行われており、申立人と同様に訂正処理されている者が8名存在していることが確認できるが、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について昭和58年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、申立人は、「同年9月25日まで勤務していた。」と供述しており、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは

認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が適用事業所でなくなった日と同日の同年9月26日であると認められる。

また、昭和58年4月から同年8月までの標準報酬月額は、申立人のA社における社会保険事務所の当初の記録により、20万円とすることが妥当である。

申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間の一部を含め、昭和38年4月1日から41年12月25日までB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、B社には、定時制高校に通いながら昼間勤務する少年社員という身分で採用されているが、同社は、少年社員の厚生年金保険への加入に係る取扱いについては、当時の資料が無いため、確認することができないとしている。

一方、申立人がB社に入社した年度及びその前後の年度に入社した少年社員の入社年月日と厚生年金保険の被保険者資格取得年月日についてみると、昭和39年4月1日より前に入社した少年社員は、全員、昭和39年4月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成10年8月から11年9月までの期間に係る標準報酬月額は、15万円であると認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から11年12月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与(30万円)の月額に相当する標準報酬月額と相違していたことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成11年12月21日より後の12年1月12日付けで、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、10年8月から11年9月までの期間、15万円が9万2,000円に^{そきゅう}遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本には、申立人の氏名が記載されていないことから、同社の役員ではなかったことが確認でき、加えて、同社の同僚は、申立人が営業を担当していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成10年8月から11年9月までを15万円に訂正することが必要である。

一方、平成10年5月から同年7月までの期間については、申立人は、A社が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額が実際の給与(30万円)の月

額に相当する標準報酬月額と比べて低いと主張しているが、申立人が所持している平成10年分給与所得の源泉徴収票から、標準報酬月額を推計してみると、当初の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年1月から6年10月までの期間については53万円、同年11月から8年2月までの期間については59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から8年3月31日まで
社会保険庁のオンライン記録では、役員としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与又は給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額については、当初、平成4年1月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から8年2月までの期間は59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（8年3月31日）の後の同年4月8日付けで、4年1月1日に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額が9万2,000円に減額処理されている。

また、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人は、A社の取締役であったことが確認できる。しかしながら、申立人は、営業担当の取締役であり、社会保険の事務には関与しておらず、上記減額処理は承知していないと供述している上、社会保険の事務を担当していた従業員1名は、同社の代表取締役が社会保険の事務の権限を有し、当時滞納していた保険料については、役員の標準報酬月額を減額することで社会保険事務所と調整していたと供述していることから、申立人は上記減額処理に関与していなかったものと認めら

れる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間の標準報酬月額について遡^{そく}及して減額処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成4年1月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から8年2月までの期間は59万円）とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成5年9月から6年10月までの期間については53万円、同年11月から7年1月までの期間については59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から7年2月7日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与又は給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成5年9月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から7年1月までの期間は59万円と記録されていたところ、同年8月21日付けで、5年9月1日に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額が15万円に減額処理されている。

また、社会保険庁のオンライン記録により、上記の減額処理が行われた当時、申立人は、既に厚生年金保険の資格を喪失していたことが確認できる。

さらに、A社における同僚は、同社は厚生年金保険料を滞納しており、代表取締役が社会保険の事務を行っていたが、申立人は、上記の減額処理が行われた当時、既に同社を退職していたと供述していることから、上記の減額処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年9月から7年1月までの期間に係る標準報酬月額を遡^{そきゅう}及して減額処理したことについて

ては、当時の保険料滞納額を減額するために行われたものと認められ、事実と異なる処理であることが明らかであることから、合理的理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成5年9月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から7年1月までの期間は59万円）とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から40年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和39年7月1日から継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の従業員の供述、申立人によるA社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認することができる。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、連絡の取れた複数の従業員はいずれも、「自分は、A社への入社と同時に厚生年金保険に加入した。」旨供述している。また、これらの従業員が入社したと供述している時期と上記被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係を見ると、これらの従業員の職種に関係なく、すべての従業員が、入社と同時期に厚生年金保険被保険者となっていることが認められる。

さらに、申立人及び複数の従業員は、申立期間当時、A社には約 25 人の従業員が勤務していたと供述しているところ、上記被保険者名簿では、申立期間同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は 23 人いることから、同社では、申立期間当時、入社したすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 40 年 10 月の社会保険事務所の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、当時の同社の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しているため、これらの者から保険料を納付したか否かについて確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれらの届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人に係る資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 7 月から 40 年 9 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和24年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から同年9月10日まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に船員として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も船員として継続して勤務していたので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった永年勤続に係る「表彰状」、事業主の供述等から判断すると、申立人が昭和23年12月20日から申立期間を含め、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出のあった船員手帳の記録により、申立人が、昭和24年5月28日から同年7月21日までの期間は船舶Cの船員として、同年8月13日から25年12月26日までの期間は船舶Dの船員として、それぞれA社に勤務していることが確認できる。このことについてB社では、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る船員保険料の給与からの控除について確認することができず、しなながらも、「申立期間当時、当社では、現在の取扱いと同様、採用した従業員について、初めて船員として所有船舶に雇い入れた日から船員保険に加入させていたはずである。ま

た、当社の従業員である限り、当該船舶における雇止日から次回の当社所有船舶における雇入日までの期間についても、当社において継続して船員保険に加入させていたはずである。したがって、申立人は、申立期間も当社において継続して船員保険に加入していたものと考えられる。」旨供述している。

さらに、申立人及びその他当時の従業員から提出のあった船員手帳の記録により、申立期間当時にA社に勤務していることが確認できる複数の従業員について、船員保険の加入状況を見ると、これらの船員手帳から判断できる雇止時期から次回の雇入時期までの期間は、社会保険事務所の記録では、いずれの従業員も同社における船員保険の被保険者資格が継続していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録では、A社は昭和24年6月1日に船員保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、上記船員手帳の記録により、申立期間当時に船舶Cの船員として雇い入れられていることが確認できる船長を含む二人の船員は、社会保険事務所の同社に係る船員保険被保険者名簿では、いずれも同日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、申立人についても、これらの船員と同様に24年6月1日には船員保険に加入したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間の船員手帳の記録等から判断すると、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が残っていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年10月1日、資格喪失日に係る記録を37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から37年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間に同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった、申立期間当時のA社の従業員を撮影した複数の集合写真、申立人が記憶している複数の同僚並びに社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員の供述、申立人の同社における勤務状況についての具体的な供述等から判断すると、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認することができる。

一方、当時のA社の複数の従業員の供述、これらの従業員のうち一人から提出のあった、厚生年金保険の未加入期間があったことに対する補償金の支給事実（定年退職時）を確認できる「支払請求書」等から、少なくとも昭和34年4月から37年9月までの期間、同社では、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していながら、相当期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させるな

どの事務処理が行われていたことがうかがわれる。また、上記被保険者名簿を見ると、その後同社において37年10月15日付けで約200人の従業員を厚生年金保険に加入させていることが確認でき、この中には、申立人が記憶していた同一職種の同僚が含まれていることが確認できる。これらのことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除及び厚生年金保険への加入について、これらの従業員と同様の扱いを受けていたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種の従業員の記録等から判断すると、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれらの届出を記録しておらず、これは通常事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人に係る資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年10月から37年3月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年2月21日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年3月から6年1月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年2月21日以降の同年4月6日に、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、社会保険事務所に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成4年3月1日から6年2月21日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答している。

また、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る履歴事項全部証明書等から判断すると、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、同社の代表取締役であったことが認められる。

さらに、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時に取締役

であったことが確認できる申立人の同僚は、「自分はA社において経理を担当していたが、同社は平成5年ごろから経営不振の状態にあった。」旨供述している。

しかし、申立人は、「平成6年2月にA社の倒産に伴う任意整理のために、弁護士に当該任意整理事務を依頼した。その際に同社の代表者印も預けたので、このような標準報酬月額減額についての届出の手続は行っておらず、届出書類の該当欄に記名・押印もできない状況であった。」旨供述している。

また、A社から任意整理事務を依頼されていた上記弁護士は、標準報酬月額の減額処理が行われた当時、既に申立人から同社の代表者印を預かり、管理していたことを認めており、また、「A社から受任した任意整理事務のうち、社会保険関係事務については、申立人等に相談することなく行っていた。」旨供述している。

これらのことから、申立人は、上記標準報酬月額減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から6年2月21日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年6月から6年1月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年2月21日以降の同年4月6日に、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役が、「申立人は工事現場の監理を担当しており、社会保険事務にはかかわっていなかった。」旨供述していること等から、申立人は、標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店の資格取得日に係る記録を昭和23年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を23年4月から同年7月までの期間を600円に、同年8月を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月30日から同年9月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る職歴証明書及び事業所の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和23年4月30日に同社D支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年3月の社会保険事務所の記録から同年4月から同年7月までの期間は600円、同年9月の記録から同年8月を6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものと思われるとしているが、これを確認できる関連資料等が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案4822

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店の資格喪失日に係る記録を昭和46年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月21日から同年5月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された申立人に係る職歴証明書等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年5月21日に同社C支店から同社D営業部に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年3月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものであるとしているが、これを確認できる関連資料等が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店の資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る職歴証明書から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和47年9月1日に同社本店からC社に出向。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年7月の社会保険庁オンライン記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告

知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案4824

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店の資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月1日から同年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る職歴証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年3月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年1月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては納付したものであると思っているが、このほかに確認できる関連資料等はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を43年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月30日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和33年4月1日から49年9月30日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した申立人に係る職歴証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年5月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年3月の社会保険庁のオンライン記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和43年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告

知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案4826

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店の資格取得日に係る記録を昭和42年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月31日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る職歴証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年7月31日に同社D支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年8月の社会保険庁のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと思われるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、事業主の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案4827

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店の資格取得日に係る記録を昭和30年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月30日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る職歴証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和30年4月30日に同社D支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年5月の社会保険庁のオンライン記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、事業主の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店の資格取得日に係る記録を昭和32年1月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月29日から同年2月4日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された申立人に係る職歴証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和32年1月29日に同社D支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年2月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、事業主の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和24年3月25日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を昭和25年2月26日に訂正し、24年3月の標準報酬月額を6,300円に、25年2月の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月25日から同年4月1日まで
② 昭和25年2月26日から同年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和24年3月25日に入社以来、支店間の異動はあったが、申立期間を含めて継続して勤務しており、申立期間も厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、雇用保険の加入記録、B社から提出された職歴証明書及び回答書から判断すると、申立人は、A社に昭和24年3月25日に入社し、59年2月29日まで継続して勤務し（昭和25年2月26日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人と同時期にA社に採用された4名の資格取得日は、採用された日（昭和24年3月25日）であることが確認できる上、同社は、申立人は正社員として採用されており、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除してい

たものと考えられると回答している。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年4月及び25年3月の社会保険事務所の記録から、申立期間①については6,300円、申立期間②については7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものと思われるとしているが、これを確認できる関連資料等はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案4830

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C本部の資格取得日を昭和39年1月1日に、資格喪失日を同年4月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月1日から同年4月7日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間を含む昭和27年3月22日から平成元年6月27日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社発行の職歴証明書及び回答書から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務（昭和39年1月1日に同社本店（D国E地区駐在）から同社C本部へ異動、同年4月7日に同社本店に復帰）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え

難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年1月から同年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案4831

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店の資格取得日に係る記録を昭和24年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月31日から25年1月4日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された申立人に係る職歴証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和24年12月31日に同社D支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年1月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものと思われるとしているが、これを確認できる関連資料等が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案4832

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店の資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年5月11日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る職歴証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和28年4月1日に同社C支店から同社本店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案4833

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年3月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月8日から同年4月21日まで

A社での厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和29年4月21日となっているが、職歴証明書にもあるとおり同年3月8日に入社し、厚生年金保険にも加入していたのに、1か月間の未加入期間がある。当該期間も正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る職歴証明書の記録から、申立人は、昭和29年3月8日にA社に正社員として採用され、申立期間において同社C支店に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同期採用であり、申立人とは別の同社支店に配属された5名の同僚の厚生年金保険の資格取得日は、採用された日（昭和29年3月8日）であることが確認できる上、同社は、当委員会からの照会に対し、申立人は正社員として採用されており、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたものと考えられると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における同僚の記録及び昭

和29年4月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したと思われるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る事業所における資格喪失日は、平成4年10月16日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月16日から同年10月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した一部期間の加入記録が無く、標準報酬月額は実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人がA社に平成4年10月15日まで勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、A社における申立人の資格喪失日及び標準報酬月額は、当初、平成4年10月16日(処理日は同年10月19日)、4年3月から同年9月までは53万円と記録されていたところ、同年11月4日付けで、資格喪失日が同年9月30日に、標準報酬月額は30万円に減額訂正されており、申立人同様に資格喪失日がさかのぼった者が二人、標準報酬月額額が減額訂正された者が11人確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿によると、申立人は同社の監査役であったことが確認できる。しかし、同社の代表取締役及び従業員は、申立人は工場の製造担当の技術責任者で、社会保険の届出事務には権限を有していなかったとしている。

また、A社の代表取締役は、上記訂正時は資金繰りに苦慮し、社会保険料の滞納があり社会保険事務所と話し合いを行っていたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る資格喪失日及び標準報酬月額を訂正する合理的な理由は見当たらず、申立人の資格喪失日及び標準報酬月額は、事業主が当初届け出た平成4年10月16日に、申立期間の標準報酬月額は、53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年4月17日に、資格喪失日に係る記録を35年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月17日から35年6月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

当時の同僚は厚生年金保険に加入しているらしく、一緒に働いていた自分が加入していないことは考えられないため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述、申立人が所持している職場旅行の写真並びに当時のA社の従業員及び業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の中学校における同級生であり、同時期にA社に勤務していた同僚及び申立人と同じ業務に従事していたと供述している同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が供述した当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

加えて、申立期間当時、社会保険の事務を担当していた従業員は、「A社では従業員を正規従業員として採用し、採用時から社会保険に加入させていた」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ業務に従事していた上記同僚の標準報酬月額から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年4月から35年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月20日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和39年4月20日から正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された雇用確認書の写しにより、申立人が昭和39年4月20日からA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社の人事担当者は、「厚生年金保険には、入社と同時に加入させるべきであったと思う。」と供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会し、同社に入社したとする時期を確認し、これと当該被保険者名簿における資格取得日とを比較したところ、いずれも入社日と同日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 39 年 5 月の社会保険事務所の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成2年7月から4年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所に当初届け出た申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から6年6月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明した。同社では営業担当の取締役として勤務したが、社会保険事務にかかわる立場でなかったため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録において、A社では、平成4年6月8日付けで代表取締役及び申立人の二人の標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して減額訂正されており、申立人の場合、2年7月及び3年7月の月額変更、2年10月及び3年10月の算定がそれぞれ取り消され、標準報酬月額が2年7月1日にさかのぼって53万円から8万円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の代表取締役に対し、当該事実について文書照会したが、何も回答が得られず、申立人の元同僚に照会しても、申立期間当時、申立人に支給された給与が訂正後の標準報酬月額8万円に減額されたことをうかがわせる供述は無い。

また、A社に係る滞納処分票は、社会保険事務所の保存期間が経過し廃棄されているため確認できないが、申立人が「平成2年ごろに貸倒れがあり、当時は経営が苦しかった。」と供述していることから、同社では申立期間当

時、社会保険料を滞納していたと推認できる。

さらに、A社の商業登記簿により、申立人は、昭和56年2月18日から平成6年10月27日まで同社の取締役であったことが確認できるが、複数の元従業員から「申立人は取締役であったが、営業を担当していたため、社会保険事務には関与していなかった。」との供述があることから、申立人は当該標準報酬月額^{そきゅう}の訂正に関与してなかったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成4年6月8日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、有効な訂正処理があったとは認められないため、申立人の平成2年7月から4年9月までの期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成4年10月から6年5月までの期間については、申立人の標準報酬月額は、当該遡^{そきゅう}及訂正を行った日以降の最初の定時決定（4年10月1日）で8万円と記録されているが、当該定時決定が遡^{そきゅう}及訂正処理と直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、申立人のA社における標準報酬月額の記録訂正が行われた形跡もない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に文書照会を行ったものの回答がないため、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認できない。

さらに、申立人の厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は給与明細書等を所持しておらず、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が平成4年10月から6年5月まで期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成4年5月から6年2月までの期間について、事業主が社会保険事務所に当初届け出た申立人の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、標準報酬月額を4年5月から5年9月までは50万円、同年10月から6年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から8年11月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額よりも低い金額に改ざんされていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録において、A社では平成6年2月23日付けで、複数の従業員の標準報酬月額が遡^{そきゅう}及訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年5月から5年9月までが50万円から11万円、5年10月から6年2月までが53万円から11万円にそれぞれ減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の元代表取締役は、「社員を高給で優遇していたため、報酬が月11万円程度はあり得ない。」としており、申立期間当時、申立人の報酬月額が11万円に減額されたことをうかがわせる供述は無い。

また、社会保険事務所の保管するA社に係る滞納処分票は、保存期間経過のため廃棄されているため確認できないが、同社の元代表取締役は、「年金改ざんを社会保険庁職員から勧められた記憶がある。」としていることから、同社では当時社会保険料を滞納し、社会保険事務所職員から滞納した社会保

険料の処理のため、従業員の標準報酬月額の減額訂正を示唆されていたことが推認できる。

さらに、A社の商業登記簿により、申立人は同社の取締役でないことが確認できるとともに、申立人は申立期間当時秘書課長であったが、ゴルフ会員募集にともなう事務処理や会員管理の仕事を主に行っていたことから、社会保険関係の事務手続には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成6年2月23日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、有効な記録訂正があったとは認められないため、申立人の標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり4年5月から5年9月までは50万円、同年10月から6年2月までは53万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 平成6年3月から8年10月までの期間について、申立人の標準報酬月額は、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（6年10月1日）で11万円と記録されているが、当該^{そきゅう}処理については^{そきゅう}遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人と同様、6年2月23日に標準報酬月額^{そきゅう}が遡及訂正された同僚から提出された給与明細書によると、4年5月から6年2月までの期間の給与支給額及び保険料控除額は、一貫して訂正後の標準報酬月額の記録よりも高い額（40万円以上）であったが、6年3月以降は、給与支給額が同年2月以前と変わらないのにもかかわらず、保険料控除額は引き下げ後の標準報酬月額（11万円）に見合う額であったことが確認できる。このことから、^{そきゅう}遡及訂正が行われた平成6年3月以降は、申立人が事業主により給与から控除されていた保険料額は、支給された給与に見合う保険料額ではなく、減額された標準報酬月額に見合う保険料額であったことが推認できる。

さらに、申立人は、平成6年3月以降もほぼ同額の給与が支給され保険料が控除されていたとしているが、申立人は、給与明細書等、保険料控除額を確認できる資料を持っておらず、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成6年3月から8年10月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から10年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、代表取締役として勤務したが、標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正が行われる前に同社を退職し、以後一度も同社に出勤していないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年2月27日以降の同年3月3日付けで、申立人を含めて3人の標準報酬月額の記録が遡^{そきゅう}及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、7年12月から10年1月まで59万円が9万2,000円に訂正されたことが確認できるが、社会保険事務所がこのように遡^{そきゅう}及して訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿から、申立人は当該訂正処理前の平成10年2月1日に同社の代表取締役を退任していることが確認できる上、同社の事務担当従業員は「申立人は、同年2月1日の退職後は、一度も会社へ来ていない。自分と別の取締役と二人で社会保険事務所に行き、全喪と標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正の手続を行った。」と供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額につい

て、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年1月31日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、従業員として勤務しており、社会保険に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年1月31日以降の同年4月1日付けで、申立人を含む16人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、5年10月から同年12月まで26万円が15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所がこのように^{そきゅう}遡及して訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿から、申立人は同社の取締役で無いことが確認できる上、複数の元従業員が「申立人は同社で一般従業員としてプロパンガスを充填する仕事を担当し、役職には就いていなかった。」と供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC組合における資格喪失日を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和48年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらったが、同社に継続して勤務し、保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出された在籍証明書、退職者カード及びD保険組合発行の健康保険被保険者資格喪失証明書により、申立人が昭和37年4月1日からA社に勤務していたことが確認できる上、同社の人事担当者は「当社では入社と同時に厚生年金保険に加入することになっている。」

と供述していることから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 37 年 5 月の社会保険事務所の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と供述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の記録及びB社から提出された退職者カード、在職証明書及びD保険組合発行の健康保険被保険者資格喪失証明書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和 48 年 9 月 1 日にC組合からA社E支店に異動）、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 48 年 7 月の社会保険事務所の記録から 7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る資格喪失日の届出の誤りを認めており、事業主が昭和 48 年 8 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年12月31日まで

社会保険事務所の戸別訪問を受け、A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていたことが判明した。同社では主に営業担当の取締役であり、厚生年金保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年12月31日）以降の7年3月7日付けで、標準報酬月額の記録を13万4,000円にさかのぼって減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿から、申立人は当該訂正処理が行われた平成7年3月7日に同社の取締役であったことが確認できる。しかし、同社の顧問社会保険労務士及び従業員は、「申立人は、申立期間当時、営業担当であり、社会保険の手続等を行っていない。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年8月18日から同年9月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年8月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月18日から同年9月18日まで
② 平成3年1月20日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間についてもA社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①については、事業主及び同僚の供述より申立人がA社に勤務していたことが認められる。

そして、申立人から提出のあった預金通帳で確認できる給与振込額及び事業主の供述から判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、平成元年9月の社会保険庁のオンライン記録から47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては、当時の資料が残っていないため不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が平成

元年9月18日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年8月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人は、平成3年1月末日までA社に勤務したと申し立てている。

しかし、申立人から提出のあった預金通帳及びA社から提出のあった給与支払報告書からは、申立期間②に係る厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されているという事実を確認することはできなかった。

また、A社から提出のあった給与支払報告書及び退職者名簿並びに雇用保険の加入記録を見ると、申立人の退職日（離職日）はいずれも平成3年1月19日となっていることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録と一致することが確認できる。

このほか、申立人について申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月1日から15年3月31日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、営業の業務に従事しており、同社の取締役になっていることは知らなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成14年7月から15年2月までの期間は36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった15年3月31日以降の同年4月2日に、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、14年7月から15年2月までの期間について22万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、A社の登記簿謄本によると、同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「取締役であることは知らなかった。」と供述していることに加え、代表取締役は、「申立人には、役員としての権限を与えておらず、営業職に従事していた。また、社会保険関係の手続きは、別の従業員が担当しており、申立人は当該業務には関与していない。」と供述していることから、

申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における申立期間①に係る資格喪失日の記録を昭和49年10月1日に、申立期間②に係る資格喪失日の記録を51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月30日から同年10月1日まで
② 昭和51年2月16日から同年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた昭和39年4月1日から平成9年6月27日までの期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②に異動はしたが、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書、回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和49年10月1日に同社C工場から同社本社に、51年3月1日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、昭和49年8月及び51年1月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、社会保険事務所に対する届出を誤ったと認めていることから、事業主が申立人の資格喪失日を、申立期間①については昭和49年9月30日、申立期間②については51年2月16日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る49年9月及び51年2月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から8年1月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明した。同社では営業担当の取締役で勤務し、社会保険関係の業務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年8月から同年12月までの期間については41万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年1月26日）以降の同年3月4日付けで、申立人を含む4名の取締役等の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、申立期間について22万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社における他の取締役1名は、申立人は営業統括の職務で勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額

は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成11年8月は44万円、同年9月から12年9月までの期間については30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月1日から12年10月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際支給された金額より低い金額に訂正されていることが判明した。同社では設備工事担当の取締役で勤務し、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成11年8月は44万円、同年9月から12年9月までの期間については30万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成12年10月31日）以降の同年12月20日付けで、申立人及び代表取締役の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、申立期間について9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社における従業員2名は、申立人は設備工事統括の職務で勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理をさ

かのぼって行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成11年8月は44万円に、同年9月から12年9月までの期間については30万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日を昭和40年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月28日から同年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた昭和32年4月22日から62年8月1日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。40年3月1日に同社C支社に異動したが、同社には継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された氏名、異動先、異動年月日等が記載された社内歴、在籍証明書、回答書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和40年3月1日に同社B支社から同社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年1月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれ

を同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年9月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和44年11月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主及び同僚の「申立人は、申立期間において当社に継続して勤務していた」及び当時の事業主の「当社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和52年9月30日までは、他の従業員と同様、申立人は、厚生年金保険料を控除されていたはずである」との供述から判断すると、申立人は、申立期間において当社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年2月の社会保険庁のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したとしているが、事業主から申立人に係る被保

険者資格の喪失届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 52 年 3 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成8年8月から9年2月までは50万円に、同年3月から同年12月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から10年1月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、一連の処理が行われたのは退職後であり、厚生年金保険関係事務には全く関与していないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年1月30日の後の同年2月6日付けで、8年8月から9年2月までは50万円が9万2,000円に、同年3月から同年12月までは59万円が9万2,000円に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立人は、平成8年11月13日付けで同社の代表取締役に就任し、辞任日は確認できないものの、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、当該訂正処理が行われた10年2月6日時点では、同社を退職し、B社に厚生年金保険被保険者として勤務していることが確認できる。

さらに、A社の複数の従業員は、「標準報酬月額の訂正処理が行われた当時、実質上の経営者として同社オーナーが絶対的な権限を有しており、当時の代表

取締役は名前だけの存在であった」旨供述している上、同社の当時の経理担当者は、「申立人の在職当時、会社印は、私が金庫にて管理し、書面等への押印はオーナーの許可があれば私が押印しており、申立人は金庫の鍵すら貸与されていない立場であった」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年8月から9年2月までは50万円に、同年3月から同年12月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成3年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月25日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間も厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の給与明細書、雇用保険の記録及び同社の関連会社が保管しているA社の社員名簿により、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び平成3年3月の社会保険庁のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対する届出を誤ったと認めていることから、事業主が平成3年4月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成10年10月から14年10月までの期間に係る標準報酬月額の記録について、41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から14年11月29日まで
社会保険庁の記録で、A社で専務取締役として在職した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬から控除されていた保険料に見合う額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当初、平成10年10月から14年10月まで、41万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(同年11月30日)後の同年12月12日付けで、9万8,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は当該訂正処理が行われた時点で、同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人の兄であるA社の代表取締役、及び同社の顧問社会保険労務士は、申立人は店舗部門の責任者であり、経理や社会保険は担当していなかった旨をそれぞれ供述している。

さらに、申立人のおいであるA社の常務取締役は、「同社は、平成14年の初めごろから社会保険料を滞納していた。その滞納保険料を解決するため、管轄社会保険事務所の担当者の要請どおり、自身及び申立人の標準報酬月額を引き

下げる書類に押印した。手続きは、自身一人で行った。」と供述している。

なお、社会保険庁のオンライン記録から、当該常務取締役の厚生年金保険の加入記録についても、申立人と同様に標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成10年10月から14年10月までの期間について41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成6年12月から7年3月までの期間に係る標準報酬月額の記録について、41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から7年4月24日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年12月から7年3月までは、41万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年4月24日）の後の同年10月24日付けで、さかのぼって28万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録から、A社で厚生年金保険に加入していた代表取締役、取締役二人、及び申立人以外の従業員一人の計4人についても、申立人と同日の平成7年10月24日付けで、その標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、49年7月から50年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年9月まで
② 昭和49年7月から50年12月まで

私の申立期間①の国民年金保険料は、母が納めてくれており、母が区役所へ納めに行くのに私も一度同行したことがある。また、昭和49年7月の大雨による被害を受けたとき、区役所の職員から、保険料の免除制度があり、被害者への総合相談が実施されていることを聞いたので、その窓口で免除申請を行い、その後も数年は申請を行っていた。申立期間①の保険料が未納とされ、②の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の最初の国民年金手帳の記号番号は、昭和36年3月に母親とは別に居住していた区において払い出されていることから、申立人の母親が自身の居住する区において保険料を納付することはできない上、当該区を所轄する社会保険事務所が保管する手帳記号番号払出簿により、当該手帳記号番号は保険料の納付記録がないまま不在者扱いになっていることが確認できるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、二つ目の手帳記号番号は、申立人の婚姻後の40年1月に払い出されているが、納付記録がないまま、最初の手帳記号番号に統合されていることが手帳記号番号払出簿から確認でき、当該期間当時の申立人の住所地を所轄する社会保険事務所が保管する手帳記号番号払出

簿においても、当該期間に申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を免除申請していたことを示す関連資料が無く、申立人は、免除申請した総合相談の時期についての記憶が曖昧である上、昭和49年7月の水害の際に免除申請した後、数年間は免除申請を続けたと説明しているが、二度目に水害に遭った53年4月から60年6月までの期間については、免除申請を続けているものの、申立期間②直後の51年1月から53年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できるなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることができず、49年7月から50年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年12月まで

私の国民年金保険料は、昭和49年7月の大雨による被害を受けたとき、区役所の職員から、保険料の免除制度があり、被害者への総合相談が実施されていることを聞いたので、妻がその窓口で免除申請を行い、その後も数年は申請を行っていた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の保険料を免除申請していたことを示す関連資料が無く、申立人及び妻は、免除申請した総合相談の時期についての記憶が曖昧である上、申立人の妻は、昭和49年7月の水害の際に免除申請した後、数年間は免除申請を続けたと説明しているが、二度目に水害に遭った53年4月から60年6月までの期間については、免除申請を続けているものの、申立期間直後の51年1月から53年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私は、昭和36年に区役所出張所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を当該出張所及び金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時居住していた区で実施されていた印紙検認方式による保険料納付及び保険料額に関する記憶が曖昧^{あいまい}であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年9月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から46年3月まで

私は、20歳になった昭和43年に区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付額等の記憶が曖昧であり、納付書により郵便局で保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年7月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月、53年4月から同年8月までの期間、54年1月から同年4月までの期間、55年3月、平成2年3月及び同年4月、9年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月
② 昭和53年4月から同年8月まで
③ 昭和54年1月から同年4月まで
④ 昭和55年3月
⑤ 平成2年3月及び同年4月
⑥ 平成9年1月及び同年2月

私は、昭和52年4月に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、社会保険庁の記録では、平成11年4月に、申立期間の資格得喪年月日が記録されたことにより、申立期間が未加入期間から未納期間に整備されたことが確認でき、当該整備時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年2月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月から13年3月まで

私の妻は、私が会社を退職した平成11年7月に、私の国民年金の加入手続及び妻の3号被保険者から1号被保険者への切替手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月区役所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、健康保険と国民年金の保険料を同じ日に納付してきたと説明しているが、健康保険及び国民年金の保険料の納付日が確認できる平成11年7月及び同年8月分の保険料は、納付日が相違している。また、申立期間直前の11年12月及び12年1月分の保険料は、12年8月の充当処理により納付済みとされたものであり、申立期間当初には未納だったことが確認でき、毎月保険料を納付したとする説明と相違しているなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年2月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月から13年3月まで

私は、夫が会社を退職した平成11年7月に、夫の国民年金の加入手続及び私の3号被保険者から1号被保険者への切替手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月区役所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、健康保険と国民年金の保険料を同じ日に納付してきたと説明しているが、健康保険と国民年金の保険料の納付日が確認できる平成11年7月及び8月分の保険料は納付日が相違している。また、申立期間直前の11年12月及び12年1月分の保険料は、12年8月の充当処理により納付済みとされたものであり、申立期間当初には未納だったことが確認でき、毎月保険料を納付したとする説明と相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から7年8月までの期間及び8年2月から9年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月から7年8月まで
② 平成8年2月から9年4月まで

私の両親は、平成4年に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の途中で区から督促を受けて、未納となっていた国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後、7年8月まで保険料を納付してくれた。また、両親は、平成9年5月から同年9月までの保険料の申請免除手続を行った時に、その直前の申立期間②の保険料をさかのぼって納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができず、申立人の母親は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付時期、納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人の両親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金に初めて加入したことを理由として、基礎年金番号が付番された平成9年6月時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から51年3月までの期間及び51年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から51年3月まで
② 昭和51年10月から同年12月まで

申立期間①については、昭和54年6月ごろ、当時居住していた市の出張所に国民年金保険料の相談に行った際、過去の未納分の保険料について夫婦二人分の納付書を作成してもらった。1枚あたりの保険料はおよそ14~15万円で、全部で30万円程度のお金を銀行で納付した。

申立期間②については、国民年金加入手続時にさかのぼって保険料を納めたはずであり、申立期間の保険料を還付されたという記憶もない。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、特例納付により夫婦二人分の保険料を納付したとする金額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額とは大きく異なっている上、申立人の特例納付した期間の記憶は曖昧^{あいまい}であるなど、申立人が申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、保険料納付の事実は確認できるが、時効後納付のため還付されていることが還付整理簿に記載されており、これらの記載内容に不合理な点は無く、他に申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から同年3月までの期間、62年10月から63年3月までの期間、63年10月から平成元年3月までの期間、2年4月から4年8月までの期間、6年4月から7年3月までの期間及び8年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月から同年3月まで
② 昭和62年10月から63年3月まで
③ 昭和63年10月から平成元年3月まで
④ 平成2年4月から4年8月まで
⑤ 平成6年4月から7年3月まで
⑥ 平成8年6月から同年8月まで

私の国民年金保険料は、私の妻が、少し遅れることがあっても納付書で期限内に必ず銀行や市役所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑤については、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻の納付期間、納付場所等の記憶が曖昧である上、妻の申立期間の保険料も未納であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑥については、申立人は、夫婦同一の納付方法であると主張しているが、申立人及びその妻の納付方法が異なることがオンライン記録や申立人が所持する領収書等から確認できる上、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻の納付方法、納付場所等の記憶は曖昧であるなど、申立期間は申立

人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から42年6月まで

私の国民年金は兄が加入手続きを行い、保険料も兄が納付した。申立期間の保険料は、兄が納付済みであるのに私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる兄の加入手続き及び保険料納付に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の兄が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳を所持していた記憶が無いなど、申立人が国民年金に加入していたこと及び国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から47年4月までの期間及び47年8月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から47年4月まで
② 昭和47年8月から50年3月まで

私は、社会保険事務所で、昭和55年6月30日に、特例納付の相談をし、申立期間の国民年金保険料を特例納付するとともに、将来保険料を納付できない場合を考慮して、6万円の保険料を前もって納付した。6万円の保険料については、55年6月30日付けの領収書を所持しており、また、社会保険庁の記録では、誤って申立期間当初の41年10月から42年12月までの保険料として記録されている。申立期間の保険料として特例納付した保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が所持する昭和55年6月30日付けの領収書には、第3回特例納付による納付であることを示す「附4」の文字と納付対象月として41年10月から42年12月までの期間が記載されており、記載された金額は当該納付対象月の保険料を第3回特例納付により納付した場合の金額と一致する。また、申立人が社会保険事務所で特例納付の相談をした際に渡されたとする「年金診断表」には、夫が共済組合に加入していたとする36年4月から41年9月までの期間が「カラ期間」、申立人が厚生年金保険に加入していた47年5月から同年7月までの期間が「厚生年金・共済等加入期間」、社会保険庁の記録において納付済みとされている50年4月から55年4月までの期間が「納付済み」と記載されており、特例納付すべき月数は記載されていない。申立人は、特例納付の相談をしたとする時点で、納付済みとされていた

50年4月から60歳になるまで保険料を納付すれば、国民年金の受給資格期間300か月をちょうど満たすことになることから、特例納付したとする55年6月には、申立人は、申立人が説明するように、将来保険料を納付できない場合を考慮して、申立期間の99か月分の保険料ではなく、上記領収書に記載された15か月分の保険料を特例納付したものと考えるのが自然であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から50年2月までの期間及び58年12月から63年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から50年2月まで
② 昭和58年12月から63年10月まで

昭和45年3月に就職した会社の担当者は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は、58年12月に会社を設立し、前の会社の担当者を雇い入れ、申立期間②の保険料を納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

会社の担当者が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる会社の担当者から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、会社の担当者は、申立期間①及び②の一部の保険料が未納となっているなど、会社の担当者が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年12月時点では、申立期間①の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から60年10月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和60年11月から61年1月までの保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から61年1月まで

私は、昭和48年4月に区への転入手続をし、同月から60歳になるまで、金融機関や郵便局で国民年金保険料を納付してきた。また、私の実家に居住する姉は、36年4月から61年1月まで、実家が所在する町で私の保険料を納付してくれていた。さらに、重複して納付した保険料を還付されたことはない。申立期間のうち、60年11月から61年1月までの保険料が還付とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和48年4月から60年10月までの期間については、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の実家が所在する町の被保険者名簿には、申立人が実家で居住していた36年4月から当該期間後の61年1月までの保険料が納付済みと記録されており、当該期間中に区への転出手続がとられた形跡はなく、申立人が居住する区で当該期間の保険料を納付することはできなかつたと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を重複して納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 2 また、申立期間のうち、昭和60年11月から61年1月までの期間については、社会保険庁の記録には、当該期間の保険料に係る氏名、住所、還付期間、還付金額、還付理由、還付決議日、支払先金融機関及び口座番号、送金通知書作成日等が明確に記録されており、当該記録内容に不合理な点は見当たらない。また、当該期間の申立人に対する保険料の未還付や誤還付により

保険料が納付されたままとなっている事情も確認できず、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和48年4月から60年10月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和60年11月から61年1月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から46年12月まで

私は、国民年金の加入当初から、夫婦二人分の国民年金保険料を郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、郵便局で納付書により保険料を納付していたと説明しているが、申立人が居住している区における昭和45年3月以前の保険料の収納方法は印紙検認方式である上、申立人の夫は、申立期間のうち、42年9月以前の自身の保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、夫の国民年金の受給資格期間を満たすようにするため、夫の保険料のみをさかのぼって納付し、申立人自身については、受給資格期間を満たすことが可能であったのでさかのぼって納付はしていないと説明しており、夫は昭和42年10月から44年9月までの期間の保険料を第1回特例納付で納めていることが特殊台帳で確認でき、夫だけが受給資格期間を満たすために必要となる月数を考慮して特例納付した状況が認められるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年10月までの期間及び44年11月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から44年10月まで
② 昭和44年11月から50年3月まで

私の父は、私が大学を卒業したころ、区役所で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を区の集金人に母、兄の分と一緒に納付してくれていた。また、昭和44年11月に結婚してからは、夫が私の保険料を金融機関及び口座振替で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年1月ごろの時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶はなく、当該期間において別の年金手帳を所持していたことはないことを説明していることなど、申立人の父が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、手帳記号番号が連番で払い出され、申立人の保険料を自分の分と一緒に納付したとする夫は、当該期間の自身の保険料が未納となっており、夫は当該期間の保険料を特例納付などの制度を利用してさかのぼって納付したことはないことを説明しているなど、申立人の夫が当該期間の

保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、24歳になった昭和39年ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。また、所持していた国民年金手帳には国民年金加入時に2年間さかのぼって保険料を納付した領収書が貼付されていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は国民年金への加入時期、納付金額等の記憶が曖昧である。また、申立人は、所持していた国民年金手帳には加入当初において2年間さかのぼって納付した4,800円の領収書が貼付されていたと主張しているが、当該金額は申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年3月時点で2年間さかのぼって納付した場合の保険料額とおおむね一致するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から48年3月まで
私の国民年金は、兄が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする兄から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和48年8月に払い出されているが、申立人は兄から保険料をさかのぼって納付したことを聞いたことは無いと供述しているなど、申立人の兄が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から56年8月までの期間及び58年8月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から56年8月まで
② 昭和58年8月から61年3月まで

私は、昭和52年3月に国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付額等の記憶が曖昧である上、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間①途中の昭和56年6月18日に国民年金の任意加入資格を喪失したと記載されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5917

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から48年12月までの期間及び52年12月から55年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から48年12月まで
② 昭和52年12月から55年10月まで

私は、昭和46年9月に厚生年金保険を資格喪失した後、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を区役所や金融機関で納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である上、申立期間より後に交付されたと考えられる国民年金手帳を所持しており、ほかに国民年金手帳を交付されたことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和59年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から51年2月まで

私は、昭和50年3月ごろ、居住していた区の出張所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を区の集金人に納付していた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が区の集金人に保険料を納付したとする方法は、当時の区の納付方法と相違しており、保険料の納付状況に関する記憶に曖昧な点がある。また、申立期間当時も居住していたとする区に住民登録の転入手続をした申立期間の最後の月である昭和51年2月よりも前に、当該区において国民年金の加入手続や保険料の納付を行うことは困難と考えられる上、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された同年3月に国民年金に任意加入したと記載されていることから、申立人は、50年3月ではなく、申立期間直後の51年3月に国民年金に任意加入し、納付済みとされている同月からの保険料を納付してきたと考えるのが自然であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付することができず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5919

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、住民登録の手続をして国外で居住していた間も国民年金手続上は、従前から居住していた区の住所を変更せず送付された国民年金保険料の納付書を母に転送する手続をとり、保険料の納付を母に依頼していたことから、私の母は私の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、保険料を納付していたとする母親は、申立人が申立期間当時国民年金手続上の住所としていたとする区とは別の県に居住しており、保険料を納付することは困難と考えられるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から59年3月まで

私は、昭和59年4月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和59年4月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、61年5月に払い出されたことが推認でき、申立期間直後の59年4月から61年3月までの期間が納付済みとなっていることから、申立人は、手帳記号番号が払い出された時点において、過年度納付することが可能であった当該納付済み期間の保険料を納付したと考えるのが自然であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から43年3月までの期間、45年9月から46年3月までの期間、46年10月から47年3月までの期間、48年1月から同年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間、51年7月から52年3月までの期間、52年7月から同年9月までの期間及び54年7月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から43年3月まで
② 昭和45年9月から46年3月まで
③ 昭和46年10月から47年3月まで
④ 昭和48年1月から同年3月まで
⑤ 昭和49年1月から同年3月まで
⑥ 昭和51年7月から52年3月まで
⑦ 昭和52年7月から同年9月まで
⑧ 昭和54年7月から55年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、昭和50年ごろまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。その後は、私が保険料を市役所、郵便局、金融機関等で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、申立期間⑥、⑦及び⑧の保険料の納付頻度及び納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人の母

親及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年9月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年2月までの期間、49年7月から50年5月までの期間及び51年11月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年2月まで
② 昭和49年7月から50年5月まで
③ 昭和51年11月から55年3月まで

私の母は、申立期間①及び②の私の国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は申立期間③の保険料は、自分で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①及び②の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、申立期間③の保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年9月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から46年3月までの期間及び46年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から46年3月まで
② 昭和46年7月から同年12月まで

私の父は、私が20歳になった昭和43年に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未加入や未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人と同居し、父親が保険料を納付していたとする申立人の兄も、共済組合に加入していたとする期間を除き、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年3月時点では、申立期間①の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年2月

私は、申立期間当時、毎月定期的に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成15年2月分の国民年金の領収証書には、収納機関用控えが切り取られずに残っている上、押印された同年2月25日付けの領収印は取消し処理されていることが確認できる。また、申立人の所持するメモから、申立人は15年2月25日に1か月分の国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人が所持する同年1月分の領収証書には同年2月25日付けの領収印が押されていることから、同年2月25日に納付した保険料は同年1月分のものであったことが確認できる。さらに、申立人は、当該納付書以外の納付書で保険料を納付した記憶が無く、さかのぼって保険料を納付した記憶も無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5928 (事案 1180 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで
私の国民年金保険料は、元夫が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の被保険者記録照会回答票から、申立人は、昭和 59 年 10 月 7 日に国民年金保険被保険者資格を喪失したことが確認でき、申立期間中、その資格を取得した形跡が見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、資格喪失の手続を行った記憶が無いと主張しているが、当該被保険者記録照会回答票に不自然な点は認められず、申立人の元夫は、申立期間の国民年金保険料の納付についての記憶が不明確であり、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの期間及び61年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和61年8月から同年11月まで

私は、会社を退職後、申立期間①については昭和56年4月ごろ、申立期間②については61年8月ごろに市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録により、申立人は、当該期間直後の昭和56年4月に国民年金に任意加入していることが確認できる上、制度上、任意加入の場合にはさかのぼって保険料を納付することができないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、当該国民年金手帳では、上記の昭和56年4月の任意加入後に改めて被保険者資格を取得したのは平成元年1月とされており、申立人が当該期間当時に国民年金の加入手続をした記録は確認できず、オンライン記録においても未加入期間とされているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から49年6月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続を行い、区役所や金融機関で国民年金保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間のうち昭和41年8月から45年8月までの期間は、居住していた区から他市に転居し住民登録をしていたが、当該市では保険料を納付した記憶はないとしているほか、国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料の納付方法、納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年9月ごろに払い出されており、当該払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から54年3月まで
私の国民年金は、婚姻後に義父が加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。夫の保険料はすべて納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年4月は、第3回特例納付の実施期間内であるものの、申立人は、義父から保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶は無いと説明しているなど、申立人の義父が申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付をしたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳の他に手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から56年4月まで

私の妻は、区役所で私の国民年金の加入手続をし、時効までの2年分の国民年金保険料の納付書が送られてきたため、郵便局でさかのぼって納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金被保険者資格については、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金の記録により、20歳の前日に強制加入被保険者として取得後、妻が厚生年金に加入した昭和55年4月1日に喪失、56年5月9日に任意加入被保険者として再取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間となるため制度上、保険料を納付できない期間である上、申立人及びその妻はさかのぼって納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から 14 年 2 月 28 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低い額に訂正されている。同社では代表取締役として勤務していたが、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 12 年 3 月から同年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 14 年 1 月までは 62 万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 14 年 2 月 28 日の後の同年 3 月 29 日に、さかのぼって 9 万 8,000 円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。また、同社の取締役に文書照会を行ったところ、同社において厚生年金保険料の滞納があったこと、加えて、同社では申立人の娘が社会保険事務手続を行っていたが、申立人は同社の給与及び社会保険事務に関与していたとの回答があったことから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、当該期間にA社で代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理について、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月22日から31年4月26日まで
60歳の時に、社会保険事務所で年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
会社も無くなっているということで諦めていたが、最近、私の姉は同じ会社に勤めながら年金として受給していることを知った。
脱退手当金をもらった覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年4月26日の前後約1年以内に資格喪失した者28名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、21名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち20名が資格喪失日から8か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることや、当該支給決定の記録がある者のうち2名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年6月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえ

ない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 4767

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 20 日から 38 年 1 月 11 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 9 月 26 日まで

65 歳の時に、社会保険事務所で国民年金の受給手続きを行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、その時まで脱退手当金という言葉を知らず、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 11 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 16 日まで
基礎年金番号が導入された時に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 38 年 5 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 29 日から 44 年 3 月 1 日まで
② 昭和 44 年 3 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

4、5年ほど前に年金記録の確認を銀行に依頼したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職時に会社から脱退手当金の説明は無く、請求手続を行ったことや、もらった覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和45年7月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 4770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 38 年 8 月 26 日まで
平成 21 年 1 月に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 39 年 4 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 21 日から 43 年 8 月 3 日まで
② 昭和 44 年 4 月 10 日から 45 年 5 月 30 日まで

社会保険事務所で年金受給の手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年8月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 6 月 30 日まで
② 昭和 36 年 9 月 1 日から 38 年 4 月 16 日まで
③ 昭和 39 年 5 月 1 日から 42 年 10 月 11 日まで
④ 昭和 42 年 10 月 11 日から 44 年 5 月 10 日まで

65 歳の時に、社会保険事務所へ年金額の変更について確認に行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間に係る最終事業所を退職後は就職するつもりであり、脱退手当金の請求手続を行った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 5 月 10 日の前後約 3 年以内に資格喪失した者 4 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 8 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 3 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金

保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和45年1月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 13 日から 44 年 11 月 26 日まで
平成 18 年ごろ、社会保険事務所で年金の受給手続を行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 11 月 26 日の前後 1 年以内に資格喪失した者 46 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、33 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 31 名が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 5 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 44 年 12 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 1 日から 30 年 7 月 1 日まで
② 昭和 30 年 9 月 22 日から 31 年 8 月 5 日まで
③ 昭和 31 年 11 月 17 日から 32 年 11 月 5 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②並びにB事業所に勤務した申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。当時の日記の記載によると、いずれの期間も勤務していたはずなので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の同僚の供述から、申立人が、申立期間①及び②当時、日雇の臨時工としてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①又は②当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうち、正社員として同社に勤務していた者は、「日雇の臨時工の場合、仕事量は漁獲高に左右され、仕事が無いときは給与が支払われないので、基本的には厚生年金保険等には加入していなかった。仕事が継続的にあれば、厚生年金保険等に加入することもあったかもしれない。」と供述している。

また、複数の従業員の供述及び申立人の日記の記載内容から、昭和30年の夏期は、非常に多忙であったことがうかがわれ、当該時期は、申立人がA社で厚生年金保険に加入している期間とほぼ一致しており、このことは、上

記元正社員の供述内容と符合する。

さらに、申立人は、当時の日記から、申立期間①のうち、昭和 30 年 2 月 16 日から同年 3 月 31 日までの期間においては、別の事業所で勤務していたため、A 社には勤務しておらず、また、申立期間②において、昭和 30 年の年末から仕事が無くなり、31 年 3 月に失業保険給付を受給したと供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 B 事業所の従業員の供述から、申立人が、申立期間③当時、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 32 年 4 月 25 日であり、申立期間③のうち、同日より前の期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、複数の従業員は、「B 事業所では、見習期間があり、その間は厚生年金保険に加入しておらず、事業主により自身の給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述しているところ、申立人は、自分は電気溶接工の資格が無いため、入社後半年から 1 年程度は見習期間であったと供述している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月ごろから 38 年 11 月ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）C工場に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の製造ラインの様子及び申立人が勤務していたと記憶している部署の作業内容について、申立人と当該部署の元責任者との供述が符合することから、申立人は、期間は明らかでないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時にA社で社会保険事務手を担当していた者は、「A社では、社会保険には正社員のみ加入させ、アルバイトは加入させていなかった。また、同社では、ユニオンショップ制を採用し、正社員は入社と同時に労働組合に加入していた。」と供述しているところ、申立人は、「労働組合に加入した覚えが無い。給与から労働組合費が引かれていた記憶も無い。」と供述している。

また、上記の社会保険事務手担当及び複数の従業員は、申立人が供述するその仕事内容について、正社員が担当する仕事ではないので、申立人は社会保険に加入させていないアルバイトだったのではないかと供述している。

さらに、A社の社史によれば、申立期間中の昭和 37 年 6 月に同社で大規模な火災が発生したことが確認できるところ、申立人は当該火災のことを記憶しておらず、同社に勤務した時期が違つかもしれないと供述しており、申立人の

申立期間に係る記憶は明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月31日から29年7月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和28年9月1日から36年4月30日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においても、A社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既にその事業を廃止しており、当時の代表者は死亡していることから、同社及び当該代表者から、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、「A社に入社後、最初のころは見習業務だった。」と供述しているところ、同僚の一人は、「見習の給料は少ないので、手取りを多くするために、ある程度の期間は厚生年金保険に加入させていなかったかもしれない。」と供述しており、別の一人は、「入社後、遅れて社会保険に加入した記憶がある。加入する前に、給与から保険料は控除されていなかったはずである。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚及び社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会し、これらの者が同社に入社したとする時期を確認し、これと当該被保険者名簿における資格取得日とを比較したところ、

入社から資格取得日までの期間が1年程度あり、これらの者のうち、昭和28年に同社に入社し、当初は見習として勤務していたとする複数の者は、いずれも29年8月1日に資格取得していることが確認できる。

これらのことに申立人が縁故入社であったことを併せて勘案すると、事業主は、申立人について、入社と同時に被保険者資格を取得させたものの、申立人はまだ見習であったため、被保険者資格を一度喪失させ、相当期間を経てから、再度資格取得させたものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 20 日から 41 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の上司の供述から、申立人が、期間は明らかでないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の代表者が作成した厚生年金保険被保険者名簿を保管しており、その中に申立人の名前は見当たらない。当時は請負仕事で臨時工を多く採用していた時期であり、臨時工は厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していなかったはずである。」と回答している。

また、申立人が記憶する上記の上司は、「申立人と一緒に昭和 35 年ごろにA社に臨時工として入社し、自分は 40 年 2 月に営業所長から正社員にするとの話があり、正社員となって厚生年金保険に加入できた。申立人は、自分が正社員となったときには既に同社を退職していた。」と供述しており、この事実経過の説明は、当該上司がA社において 40 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることとも符合する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月から 28 年 4 月 1 日まで
② 昭和 33 年 5 月から 35 年 4 月ごろまで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していない旨の回答であった。申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、それぞれ勤務したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における同僚の供述から、申立人が、申立期間①において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和 28 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の同僚一人は、「自分は昭和 24 年 6 月ごろ入社したが、会社が社会保険に加入するまでの期間が 3、4 年あった。加入する前に保険料が控除されることはなかったはずである。」と供述している。

申立期間②について、B社における同僚の供述から、申立人が、申立期間②において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の代表者は、申立人のことを記憶しているが、申立期間②当時の従業員に関する資料を保有していないことから、申立期間②における申立人の給与からの厚生年金保険料の控除については不明であると回答して

いる。

また、申立人は、上記同僚と一緒にB社に入社したと供述しているところ、社会保険事務所の記録では、同社における当該同僚の被保険者資格取得日は、申立人が退職した後の昭和35年10月1日であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②当時に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会し、同社に入社したとする時期を確認し、これと当該被保険者名簿における資格取得日とを比較したところ、入社から資格取得日までの期間が1年3か月ないし2年程度あることが確認できる。これらのことから、B社では、入社してから相当期間厚生年金保険に加入させない取扱いがあったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から同年 9 月 25 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた昭和 57 年 8 月から 58 年 7 月までの期間のうち、厚生年金保険の被保険者期間は昭和 57 年 9 月 26 日から 58 年 7 月 25 日までの 10 か月である旨の回答をもらった。しかし、昭和 57 年 8 月から 58 年 7 月までA社に勤務し、11 か月分の厚生年金保険料を納めていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出のあった昭和 57 年 8 月から 58 年 7 月までの分の給料支払明細書のうち、57 年 8 月分の支給額欄の余白に「15 日分」、同年 9 月分の支給額欄の余白に「23 日分」と記載されていることから、申立人が 57 年 8 月からA社に勤務したことは認められる。

しかし、上記の昭和 57 年 8 月分と同年 9 月分の 2 か月の給料支払明細書には厚生年金保険料控除額が記載されていない。

2 昭和 57 年 10 月分については、2 枚の給料支払明細書の提出があり、各々、厚生年金保険料控除額が記載されている。これらの給料支払明細書に記載されている支給額は 2 枚とも 12 万 5,000 円と同額であるが、厚生年金保険料の控除額は 6,097 円、5,733 円と異なる額が記載されている。当時の厚生年金保険標準報酬月額保険料額表によれば、12 万 5,000 円の報酬月額に適用される標準報酬月額は 12 万 6,000 円で、その厚生年金保険料月額は 5,733 円であり、5,733 円の直近上位の厚生年金保険料額が 6,097 円となっている。

一方、昭和 57 年 11 月から 58 年 7 月までの分の給料支払明細書には、各月ともそれぞれ報酬月額が 12 万 5,000 円と同額が記載され、厚生年金保険料控除額は 5,733 円と記載されている。これらのことから、57 年 10 月分の給料支払明細書のうち、6,097 円と記載されている給料支払明細書は記載誤りで、5,733 円と訂正した給料支払明細書が改めて交付されたものと推認できる。

また、A 社は、申立期間当時の同社の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として 11 か月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 4786 (事案 1642 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月から32年9月まで

前回の委員会では、A社は昭和30年8月1日に全喪しており、適用事業所となっていないとの回答をもらったが、同社は昭和30年8月以降も閉山はしておらず、採掘・採炭をしていた。A社はB町では採掘・採炭を、C町では新鉱の開発をしていた。

昭和30年8月1日以降も事業をしているのになぜ監督官庁・社会保険事務所は適用事業所の資格喪失を認めたのか、この事を含めて調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は昭和30年8月1日に全喪しており、適用事業所になっていない。

また、A社の事業主や経理担当者の所在は不明であり、これらの者から申立人の勤務の実態や当時の同社の厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

さらに、A社で一緒に勤務していたとして、申立人が姓名を挙げた3名から、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和30年8月1日に資格喪失しており、所在が判明した複数の従業員に、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の加入状況を照会したところ、当該複数の従業員は、申立人が同社に勤務していたことを覚えているものの、自身が同日付で

同社を退職したこと又は退職日を記憶しておらず、申立期間において申立人が同社に勤務していたか否かについては不明としていることから、これらを総合的に判断し、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月17日付けの年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、今回、再申立てを行っているが、厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな資料の提出、証言等はない上、申立人が指摘した、D局へ照会したところ、申立期間当時の資料は保存期限の経過により不明としており、また、関連する鉱業権についても確認したが、鉱業権はあくまで権利の有無についての記録であり、その他の申出に係る事項については不明であると回答している。

さらに、申立人が再度記憶しているとして氏名を挙げた上司の妻に再照会をしたところ、A社が適用事業所でなくなった後については、申立人のことは不明と回答していることから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下、特例法という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立人から提出された、A社に係る昭和 63 年 9 月分の給料明細書において、標準報酬月額に換算して 24 万円に見合う厚生年金保険料が控除されている記録が認められ、同社の厚生年金保険料の控除は翌月控除であるとする総務担当者の証言から、当該厚生年金保険料は同年 8 月分と確認できる一方、申立人から提出された同社に係る同年 8 月分の給料明細書において、申立人の給与の総支給額は 19 万 1,840 円と記録されており、このことから申立人の総支給額に見合う報酬月額は 19 万円となる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、申立人の昭和 63 年 8 月の標準報酬

月額が 22 万円となっている。

したがって、申立期間に係る昭和 63 年 8 月については、事業主が源泉控除したと認められる当該期間の厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、社会保険庁の標準報酬月額より高いことが確認できるものの、当該標準報酬月額よりも同じ月の総支給額に基づく標準報酬月額が低く、かつ、社会保険庁の記録の標準報酬月額を下回ることから、記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 2 月 1 日から 13 年 1 月 25 日まで

社会保険庁の記録では、A社に代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁のオンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 13 年 1 月 25 日）後の 13 年 3 月 6 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が 11 年 2 月から 12 年 6 月までが 59 万円から 9 万 8,000 円に、12 年 7 月から同年 12 月までが 30 万円から 9 万 8,000 円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は平成 12 年ごろからA社は在庫過剰で資金繰りがつかなくなるなど経営環境が悪化してきたとしており、同社は同年 2 月ごろから社会保険料を納付できなくなったものと推認され、申立人は社会保険事務所から滞納保険料について、代表取締役の標準報酬月額を調整して補填する必要がある旨の説明を受け同意したとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から平成5年5月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日後に、さかのぼって平成3年7月から5年4月までの標準報酬月額が8万円と減額されていることが分かった。申立期間にはA社の代表取締役として勤務しており、この間の標準報酬月額は50万円であるので記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁の記録により、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成5年5月31日)後の同年6月10日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の標準報酬月額については、3年7月から5年4月まで50万円から8万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、A社は、平成4年2月5日に厚生年金基金を任意脱退しており、その理由が経営悪化となっていることから、この頃には経営環境が悪化していることがうかがえる。

また、A社において、代表取締役である申立人の妻は、代表取締役がワンマンで、自分は経営の仕事にタッチさせてもらえなかったが、経営不振は感じていたとし、代表取締役である申立人が会社の代表者印を管理していたため、もし、社会保険事務所から標準報酬月額の訂正処理を提案された場合には訂正に

同意することは考えられると供述している。

さらに、照会した従業員は、社会保険料の滞納は不明だが、当時、資金繰りには苦勞していたこと、申立人の妻は、たまに事務所に顔を出す程度で、特に仕事はしていなかったこと、仕事は申立人が一人で仕切っていたこと、代表者印は申立人が管理していて、無断に使用することはできなかったことを供述している。

これらのことから、A社における代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額 of 訂正処理がなされたことは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 6 月 15 日から 15 年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成 14 年 6 月 15 日から勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった雇用契約書、退職証明書及びA社の総務担当者の供述から判断すると、申立人は、平成 14 年 9 月 16 日から継続して同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書から、申立人は、社会保険事務所の記録どおり平成 15 年 6 月 1 日から厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社から提出のあった賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このことについて、A社は、当初、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったが、社会保険事務所から、申立人の被保険者資格取得漏れの是正勧告を受けたため、平成 15 年 6 月 1 日付けで厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を給与から控除していたと回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 4792

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 50 年 4 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。私の記憶では、同社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社にパート従業員として勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができないと回答している。

また、A社の元役員は、「当時の同社では、パート従業員のほとんどが厚生年金保険の加入を辞退していた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にパート従業員であった同僚は、「当時、A社のパート従業員は、厚生年金保険に加入しておらず、自分は、同社の正社員であった姉の勧めにより、会社に頼んで厚生年金保険に加入したため、同社には10年間ほど勤務していたが、4年程度しか厚生年金保険に加入していない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年ごろから 44 年ごろまで
② 昭和 44 年ごろから 46 年ごろまで
③ 昭和 46 年ごろから 47 年ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社で勤務した申立期間②及びC社で勤務した申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれ会社に勤務したことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の申立期間に係る戸籍の附票及び申立人のA社の詳細な供述から、具体的な期間までは特定できないものの同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所になった記録が無い上、法務局の記録でも事業所を特定することができなかった。

また、申立人はA社の事業主及び当時の同僚を記憶しているが、この者の連絡先が特定できず、申立期間の同社における厚生年金保険料控除等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②については、申立人の申立期間に係る戸籍の附票では、昭和 45 年 5 月 20 日から 46 年 8 月 4 日までB社の近隣に居住していることが確

認でき、また、同僚の供述から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、既に解散し、事業主及び同社の役員は死亡していることから、申立期間に係る勤務状況や厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人及び複数の同僚は、申立期間当時のB社における従業員数は、約15人から20人程度と記憶しているものの、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、被保険者数は3人から6人程度であることが確認できることから、同社では、すべての従業員について厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

さらに、B社は申立期間には厚生年金基金に加入し、社会保険事務所に対する届出においては複写式の用紙を使用していたところ、厚生年金基金の記録においても、申立人の申立期間に係る加入記録は確認できず、申立人の厚生年金基金の加入員記録は、申立期間以降に、再度、同社に就職した昭和56年12月1日からの加入記録が確認できる。

加えて、上記B社に係る申立期間の厚生年金保険の被保険者名簿では、整理番号に欠番は無いことから、申立人の厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

なお、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 申立期間③については、雇用保険の加入記録から、昭和46年8月22日から47年5月12日までC社に勤務していたことは認められる。

しかし、C社は、当時アルバイトや臨時職員も多くおり、雇用保険には加入させていたが、健康保険及び厚生年金保険については、正規社員で採用した者を一定期間経過後に加入させ、それまでの間は、保険料は控除していなかったとしている。

また、C社は、申立期間には厚生年金基金に加入しており、社会保険事務所に対する届出は複写式の用紙を使用していることから、同基金の記録が確認できない場合、加入手続は行っていないとしているところ、当該基金の申立人の加入記録は確認できなかった。

さらに、C社の複数の従業員は、正規社員で採用となった者であっても、一定期間の試用期間経過後に、勤務成績等から判断されて健康保険や厚生年金保険に加入できたと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 1 日から 9 年 3 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、代表取締役として勤務しており、当時の標準報酬月額は 59 万円であり、その保険料は控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の代表取締役として、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 9 年 3 月 31 日）まで厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁のオンライン記録により認められる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降の平成 9 年 4 月 8 日付けでさかのぼって、7 年 12 月から 9 年 2 月までの期間における申立人の標準報酬月額を 59 万円から 9 万 8,000 円に減額処理されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、申立人の妻は、A社の経営環境が悪化し、資金繰りに苦しんでいたこと、申立人が社会保険事務所と滞納保険料について交渉し、社会保険事務所の担当者から「払えなければ払わなくてもいいですよ」と言われたと供述している。また、複数の従業員は、申立人から経営環境の悪化により資金繰りが苦しく、同社の社会保険料の負担が大変だとの話を聞いたと供述しており、保険料滞納

があったことがうかがえる。さらに、上記従業員は、申立人が同社の社会保険事務に携わっていたことを供述している。

以上のことから、A社の代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 8 月 1 日から 6 年 7 月 31 日まで
② 平成 9 年 9 月 1 日から 12 年 4 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、社会保険事務所に届け出た金額と相違していることが分かったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 6 年 7 月 31 日より後の同年 8 月 15 日付けで申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、3 年 8 月から 4 年 7 月までは 26 万円から 8 万円に、4 年 8 月から 6 年 6 月までは 50 万円から 8 万円にそれぞれ遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の代表取締役であったことが確認でき、申立人は、平成 6 年 5 月ごろに社会保険事務所へ出向き、保険料の滞納について相談したところ、社会保険事務所の担当者から同社の滞納保険料について、代表取締役として責任を取り、自らの標準報酬月額を減額して補填する必要がある旨の説明を受け、同意したとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録により、A社が再度、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成12年4月30日より後の同年5月15日付けで申立人の厚生年金保険の標準報酬月額^{そきゅう}は、9年9月から12年3月までの期間、50万円から9万8,000円に遡^{さく}及して引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の代表取締役であったことが確認でき、申立人は、平成10年10月から12年3月ごろまで数回にわたって社会保険事務所へ出向き、保険料の滞納について相談したところ、社会保険事務所の担当者から同社の滞納保険料について、代表取締役として責任を取り、自らの標準報酬月額を減額して補填する必要がある旨の説明を受け、同意したと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和40年4月1日から勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立期間のうち、昭和40年4月5日から同年6月1日までの期間については、申立人がA社で勤務していたことは確認できる。しかしながら、A社の総務担当者は、申立期間当時の資料を保存していないため、試用期間の有無、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

また、申立人は、A社に中途採用されたと供述しており、申立期間前後に同社に中途採用された従業員15名について、雇用保険及び厚生年金保険の加入記録をみると、そのうちの10名は、雇用保険に加入して2か月程度経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、一部の従業員については、採用時に厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 8 月 1 日から 13 年 12 月 19 日まで
社会保険庁のオンライン記録では、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与又は給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間中は、100万円以上の給与をもらっていたので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成13年12月19日）と同じ日付で、12年8月1日に遡^{そきゅう}及して、同年8月及び同年9月の標準報酬月額は9万2,000円、同年10月から13年11月までの期間の標準報酬月額は9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人は、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、上記減額処理が行われた当時、厚生年金保険料を滞納していたところ、社会保険事務所から、滞納保険料は社会保険事務所で処理するので、厚生年金保険を脱退し国民年金に切り替えるよう言われたため、関係書類に押印した記憶があると供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 1 日から 7 年 5 月 31 日まで
社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与と相違している。申立期間当時は、代表取締役として同社に勤務し、50 万円前後の給与をもらっていたので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、36 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 5 月 31 日）の後の同年 6 月 6 日付けで、申立人を含む 2 名について、5 年 6 月 1 日に遡及して標準報酬月額が減額処理されており、申立人の場合、同年 6 月から 6 年 10 月までの期間の標準報酬月額が 8 万円、同年 11 月から 7 年 4 月までの期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円に減額処理されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人は、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、上記減額処理について説明を受けた記憶は無いとしているが、上記減額処理が行われた当時、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員からその解消の対応を考える旨言われたことを記憶していると供述している上、当時の従業員 1 名は、社会保険事務所の職員が来社し、滞納保険料の処理及び厚生年金保険の脱退について申立人と相談していたと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、上記標準報酬月額の減額処理について同意していたものと考えられ、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 12 月 1 日から 14 年 12 月 24 日まで
社会保険庁のオンライン記録では、夫が経営するA事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬又は実際に報酬から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。事業所の経営が困難となったため、自身の標準報酬月額を引き下げることにより、滞納していた保険料を精算したが、私は経営責任を負う立場にはないと思うので、標準報酬月額を訂正前の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 41 万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所^{てききゆう}でなくなった日(平成 14 年 12 月 24 日)と同日付けで、13 年 12 月 1 日に遡及して標準報酬月額が 9 万 8,000 円に減額処理されていることが確認できる。

しかし、申立人は事業主の妻であり、A事業所において総務・経理等の事務に従事していたと供述しており、申立人及び事業主は、従業員の社会保険事務の手續はすべて申立人が単独で行っており、申立人が社会保険事務の権限を有していたと供述している。

また、申立人は、上記減額処理が行われた当時、厚生年金保険料を滞納していたため、厚生年金保険の脱退について社会保険事務所と相談した結果、社会保険事務所の提案に基づき、保険料の滞納を解消するため、申立人自身の標準報酬月額を減額処理することになり、自ら関係書類に押印したと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、自らの標準報酬月額の減額処理に

同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年7月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について、照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、申立期間もA社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているが（なお、申立人は、昭和23年9月10日から35年2月29日までの期間、同社における厚生年金被保険者記録がある。）、同社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保存していないことから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の控除について確認することはできないと回答している。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員21名に照会したところ、10名から回答があり、そのうち2名は、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているが、申立期間に勤務していたか否かは不明であると供述しており、残りの8名は、申立人を覚えていないと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月1日から35年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答ももらった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和35年2月ごろにA社に申立人と同時に入社したとしている同僚の供述などから、申立人が、申立期間のうち、昭和35年2月ごろから同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、当時の従業員に関する資料は保存していないことから、申立人の申立期間当時の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の同僚及び複数の従業員は、申立期間当時、同社では、入社して3か月間から4か月間の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入させない取扱いがあり、その間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

さらに、申立人が申立人と同時期に入社したと名前を挙げている同僚2名の、A社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、1名は申立人と同じ昭和35年6月1日、もう1名は1か月後の同年7月1日となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月から 3 年 5 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたことは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているが、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の控除等について事業主からの回答は無く、申立期間当時の状況等を確認することができない。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員 13 名に照会したところ、9 名から回答があり、そのうち 2 名は申立人のことを記憶しているものの、申立期間において申立人が勤務していたか否かは覚えておらず、他の 7 名はいずれも申立人のことを記憶していないとしている。

さらに、申立人が記憶している同僚 2 名は、A社において厚生年金保険の被保険者としての記録が無く、申立人が記憶している上司は、「申立人は、パートの従業員であり、厚生年金保険には加入していなかった。」旨供述している。

加えて、申立人は、社会保険事務所の記録によれば、申立期間当時、国民年金に加入し、その保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 9 年 3 月 8 日まで

社会保険事務所の指導で、滞納保険料の処理のため申立期間の自分の標準報酬月額を減額することに同意したが、この社会保険事務所の指導は不正な行為であるので、元の金額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、社会保険庁のオンライン記録によると、平成9年3月8日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日以降の同年4月1日付けで申立人の標準報酬月額が平成7年9月から9年2月までの期間について、59万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、申立人は、A社を設立した昭和49年2月から平成16年3月に破産廃止決定確定するまで、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社の滞納保険料の処理について社会保険事務所による指導を受け、自身の標準報酬月額をさかのぼって引き下げることに同意し、減額訂正の手続きを行ったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自身の当該標準報酬月額の減額処理にいったん同意しながら、これを有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年8月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において一週間に3日から4日、A社に勤務していたと申し立てているが、同社は、平成11年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の従業員に係る資料は入手できず、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社の当時の取締役及び監査役各1名に照会したところ、いずれも申立人が同社に勤務していたかどうか不明であるとしている。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員5名に照会したところ、2名から回答があり、いずれも申立人のことを記憶していないとしている。

加えて、B健康保険協会C支部に照会したところ、申立人は、申立期間の全期間において、A社入社前に勤務した事業所における政府管掌健康保険の任意継続被保険者となっており（申立人の任意継続期間は平成3年9月10日から5年9月10日までの期間）、申立期間においてA社に係る厚生年金保険の被保

険者であったとは考え難い。

また、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 9 年 3 月 22 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 7 年 1 月から 9 年 2 月までの期間は 36 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 9 年 3 月 22 日）以降の同年 4 月 7 日に、申立人及び申立人の夫の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、7 年 1 月から 9 年 2 月までの期間について 9 万 2,000 円へと訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、昭和 56 年 1 月 25 日から平成 9 年 5 月 23 日までA社の取締役として務めていたことが商業登記簿謄本から確認できる。

また、申立人は、取締役として社会保険の事務手を自ら行っていたと供述しているところ、A社の倒産時に、社会保険事務所の担当者から厚生年金保険からの脱退を勧められ、脱退の手続きをしたと供述している。その後、同社における数年分の保険料の滞納額を解消する方法として、代表取締役である申立人の夫及び申立人について、厚生年金保険の標準報酬月額をさかのぼって引き

下げるといふ社会保険事務所の職員からの提案を受け、それに同意して標準報酬月額引下げの手続を行ったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険に関する事務等を担当する取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に職務上関与しながら、当該処理を有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 1 日から 14 年 6 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、代表取締役として勤務したA社における申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 11 年 8 月から 14 年 3 月までの期間は 59 万円、14 年 4 月及び同年 5 月は 62 万円と記録されているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 6 月 30 日）以降の同年 7 月 23 日に、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、11 年 8 月から 12 年 9 月までの期間が 9 万 2,000 円に、12 年 10 月から 14 年 5 月までの期間が 9 万 8,000 円へと訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、昭和 59 年 2 月 1 日から平成 18 年 12 月 28 日まで、A社の代表取締役として務めていたことが商業登記簿謄本から確認できる。

また、申立人は社会保険の事務手続を自ら行っていたと供述しており、A社においては、時期は不明だが厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納が発生し、その支払いについて、再三当該社会保険事務所の督促を受けていたことを供述している。

さらに、A社が厚生年金保険を脱退した平成 14 年 6 月当時に、申立人は、社会保険事務所から数年分の保険料の未納額及び滞納額を解消する方法とし

て、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額をさかのぼって引き下げるという提案を受け、その内容を理解していた旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理にいったん同意しながら、当該処理を有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案4834

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から同年12月31日まで

厚生年金保険の加入状況等について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、取締役として勤務したが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の取締役として、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年12月31日）まで、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁のオンライン記録により認められる。また、同社が適用事業所でなくなった後の平成5年1月12日付けでさかのぼって、4年1月から同年11月までの期間について申立人の標準報酬月額が50万円から8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の取締役として、事業主とともに同社の共同経営者の立場にあったことを供述している。また、代表取締役は、同社は平成4年ごろから厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納が発生し、未払いの保険料について社会保険事務所と相談を行っていたと供述しているところ、申立人は、代表取締役から厚生年金保険の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する旨の提案を受け、同社において共同経営者として責任ある立場であったため、これに同意した旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自ら

の標準報酬月額の減額処理に職務上関与し、同意しながら、当該処理を有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月から 5 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、平成 5 年 4 月 7 日付けで、申立人及びその妻の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は 11 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人の保管する給料台帳により、申立人が、申立期間において、当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う給与をA社から受けていたことが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の複数の従業員は、申立人又はその妻が同社の社会保険事務手を担当していた旨供述していることから、代表取締役であった申立人が、当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 3 月から同年 10 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社が経営するレストランBに勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。レストランBに勤務したことは間違いないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が経営していたレストランBにおける複数の同僚の供述から、勤務していた期間までは明らかでないが、申立人がレストランBに勤務していたことは推認できる。

しかし、A社で総務、経理を担当していた従業員は、「レストランBの従業員は出入りが多く、入社直後に厚生年金保険に加入させている可能性は低いと思う。むしろ、雇用保険については、早めに手続をするような取扱いだったが、雇用保険に加入する前に厚生年金保険に加入させる例は無かった。また、厚生年金保険の資格取得の手続をする前に保険料を控除することは無い。」と供述している。

また、レストランBにおける申立人の複数の上司は、「平成元年の夏ごろにレストランBが他社に売却された。同年5月ごろには、既にその話が出ていたので、申立人を含むその後入社した人たちの厚生年金保険に関する手続を行わなかったのではないか。」と供述している。

さらに、申立人が、自分とほぼ同時期に入社したと記憶している二人の同僚についても、A社における厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、A社における申立人の雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は控除されていたと申立てているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月から27年5月まで
② 昭和27年5月から28年3月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務した申立期間①及びB事業所に勤務した申立期間②について、加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②について、それぞれA事業所及びB事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生省保険局長通知「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」(昭和26年7月3日保発第51号)により、昭和26年7月1日以降、連合軍要員のうち、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舍施設、食堂、映画事業等に使用される者は、健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とならないとされている。
- 2 申立期間①について、申立人は、A事業所における仕事の内容を「ダイニングルームでの賄い、ウェイター」としているところ、社会保険事務所の記録では、同事業所は、昭和26年10月1日に健康保険の適用事業所となっており、申立人は、同日に健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは28年11月1日であり、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所ではないことから、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険の被保険者ではなかったと認められる。

申立期間②について、申立人は、B事業所でハウスキーパーとして勤務していたと申し立てている。

しかし、B事業所は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、当時、駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、駐留軍施設の所在する都道府県に置かれたC事務所において行われていたところ、A事業所を管轄していたD事務所の記録においても、申立人の申立期間②における在籍記録は確認できない。

さらに、申立人は、B事業所における同僚、上司を記憶していないことから、これらの者から、申立人の申立期間②における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 9 月 25 日から 28 年 4 月 21 日まで
② 昭和 30 年 4 月から 32 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について、加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②について、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間においても、A社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は既にその事業を廃止しており、当時の代表者は既に死亡していることから、同社及び当該代表者から、申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶している複数の同僚及び社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの4人は申立人のことを知っていたが、申立人が申立期間①においても同社に継続して勤務していたかは記憶していなかった。

さらに、申立人は、「16歳になると同時に小型自動車の運転免許を取得した。免許を取ってまもなくのころ、会社のオート三輪で事故を起こした。左手を負傷したので、接骨院に通った記憶がある。会社も休んだような気がする。」と供述している。

申立期間②について、申立人は、昭和 30 年 4 月ごろから B 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、B 社は、昭和 32 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は B 社における上司・同僚を複数記憶していたが、死亡・連絡先不明のため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得している 14 人の従業員のうち、連絡先の判明した一人は、申立人のことを記憶していなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところA社B営業所に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間はA社B営業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 3 月 1 日からA社B営業所に勤務していたと申し立てている。

しかしながらA社は、申立期間当時の同社B営業所の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人は、当時のA社B営業所における上司、同僚の名前を複数記憶しているところ、そのうち、連絡先が判明した一人は、申立人のことを記憶しておらず、そのほかの者は、連絡先が不明であるため、供述を得ることができない。

そこで、社会保険事務所のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる14人の従業員に照会したところ、10人から回答があり、そのうちの1人は、「名前は聞いたことがあるかもしれない。」と供述しているが、申立人の入社時期は覚えておらず、そのほかの9人は、申立人のことを記憶していなかった。

なお、申立人はA社B営業所に入社して1か月ほどした桜の花が満開のこ

ろ、同営業所の責任者が引っ越しをし、その引っ越し先の住所を記憶していることから入社時期は、昭和40年3月と主張している。しかし、当該責任者は既に死亡しているため、申立人の当該供述をもって、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 5 日から 49 年 5 月 15 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で海外に勤務していた期間について、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社で社会保険事務を担当していた元同僚の供述により、申立人が申立期間当時、同社B支店に勤務していたことは推認できるが、当該元同僚は、「海外では日本の健康保険証が使えないことから、申立人の出国時に社会保険の資格喪失届を提出し、帰国時に再度、資格取得届を提出した。」と供述していることから、同社では、海外支店への転勤者について、いったん社会保険の資格を喪失し、帰国してから再度加入させる取扱いであったことがうかがわれる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月から36年6月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B営業所に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、申立期間も同社に勤務し保険料が控除されていたので、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は既に死亡しており、また現在の事業主も、「申立期間当時の資料を既に廃棄しており、当時の従業員もいないため不明。」と回答しているため、事業主から申立人の勤務実態や保険料控除について確認できない。

また、申立人が記憶している元同僚二人に照会したところ、一人は申立人を記憶していたが、もう一人の元同僚は、「申立人を知らない。短期間で辞めたのでないか。」と回答しているため、申立人が同社に勤務していた期間を確認できない。

さらに、A社の複数の元従業員から、「申立期間当時は従業員の入れ替わりが激しかったため入社後、相当期間経過後に社会保険に加入させており、特に転職者、独身者、営業職については、2年くらいの勤務期間では厚生年金保険に加入させていたとは思われない。」、「入社から2年程度たって社会保険に加入した。」、「入社から1年程度たって社会保険に加入した。」との回答があったことから、同社では、採用後しばらくの間は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につい

ては、申立人に明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から 6 年 2 月 28 日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社において代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。

同社は、6か月分くらい、社会保険料を滞納していたが、社会保険の手続に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 6 年 2 月 28 日以降の同年 4 月 19 日付けで、3 年 8 月から 5 年 8 月までは 53 万円が 19 万円、5 年 9 月から 6 年 1 月までは 53 万円が 22 万円にそれぞれ遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿から、申立人は、標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正が行われた平成 6 年 4 月当時、同社の代表取締役であったことが確認できるとともに、口座振替の銀行口座取引明細から、3 年 8 月 1 日から 6 年 3 月 31 日までの期間に厚生年金保険料が引落されていないことが確認できる。

また、A社の元常務取締役（経理担当）は、「同社では厚生年金保険料を約 250 万円滞納しており、社会保険事務所から平成 5 年 8 月に呼出しがあり、同年 10 月には電話があり、未納保険料を納付するよう指導を受けた。会社の実印は申立人が管理していた。」と供述していることから、代表取締役であった

申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 1 日から 5 年 8 月 31 日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与総額に相当する標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、平成 4 年 3 月 31 日付で、2 年 6 月から 3 年 9 月までが 53 万円から 15 万円にさかのぼって減額訂正されており、さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 5 年 8 月 31 日以降の同年 10 月 15 日付で、3 年 10 月から 5 年 7 月まで 15 万円が 8 万円に減額訂正されたことが確認できる。

一方、A社の商業登記簿により、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役として在職していたことが確認できる上、当時の取締役及び従業員は、「社会保険の手続は申立人が行っていた。」と供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 9 年 4 月 30 日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社は申立期間当時、経営が悪化し社会保険料も滞納していたが、標準報酬月額の訂正届を出すはずがないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 9 年 4 月 30 日以降の同年 6 月 26 日付けで、7 年 6 月から同年 9 月までは 53 万円及び同年 10 月から 9 年 3 月までは 59 万円が、それぞれ 9 万 2,000 円に遡及^{そきゅう}して訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、A社の代表取締役であったとしており、申立人自身が社会保険料を滞納していたことを認めている上、同社で厚生年金保険関係の事務を行っていた担当者は、「法人実印の管理及び押印は申立人が行っていた。」と回答していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報

酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から 11 年 5 月 31 日まで
社会保険庁のオンライン記録では、A社に代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険料の標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低い金額になっていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 11 年 5 月 31 日以降の同年 6 月 7 日付けで、10 年 9 月から 11 年 4 月まで 53 万円が 12 万 6,000 円に遡及^{そきゅう}して訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿により、標準報酬月額の減額訂正が行われた平成 11 年 6 月当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「経営状況の悪化に伴い、申立期間当時、社会保険料を滞納していた。倒産の前後は、事務手続一切を顧問弁護士に任せていたが、会社の実印は自ら所持していて他の者に渡すことはなかった。」と供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年秋から 33 年ごろまで

申立期間について、厚生年金保険への加入記録が無いが、A事業所に住み込みで働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA事業所は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A事業所の正式名称の記憶が定かでなく、同事業所の代表者及び同僚等の記憶も無いため、申立人の同事業所における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 9 年 2 月 5 日まで

社会保険事務所から厚生年金保険の標準報酬月額の調査があり、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給料に見合う額と相違していることが分かった。申立期間の給料が大幅に下がったことはなく、退職まで同じ額を貰った。本人死亡のため詳細は分からないが、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、当初、59万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年2月5日付けで、さかのぼって9万2,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、商業登記簿の記録により申立期間において、A社の代表取締役であることが確認できる。また、共同経営者であるもう一人の代表取締役は、「申立期間当時にA社において、厚生年金保険料の滞納があり、申立人も同行の上、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の事務及び標準報酬月額の減額訂正に係る事務を行った。その際、申立人は標準報酬月額を減額訂正することにも了承していた。」と供述していることから、申立人は、自身等の標準報酬月額を減額訂正することに同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、

自身等の標準報酬月額の減額処理について同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

A社に取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間前の標準報酬月額と比べて低い額になっている。申立期間当時の標準報酬月額は 15 万円であったので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人が主張する 15 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった日（平成 13 年 12 月 31 日）以降の 14 年 1 月 4 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、申立人がA社の事業主となっていることが確認できる。また、同社の商業登記簿においては、申立人を含め 3 人が取締役とされており、代表取締役の記載は無いが、同社は有限会社であったことから、申立人は代表権を有していたものと認められる。なお、同社の従業員に照会したところ、申立人以外の 2 人の取締役は顧問及び営業担当であったとしている。

さらに、申立人は、申立期間当時にA社における厚生年金保険料の滞納があったことを認めており、加えて、申立人自身が社会保険事務所の担当者に未納保険料について相談し、同事務所の窓口において厚生年金保険に係る手続を行ったと供述していることから、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することに同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表者として自らの標準報酬月額の減額処理について同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案4860

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から同年11月26日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。

平成6年7月ごろから会社の経営が悪化し、社会保険料を滞納していたところ、同年10月ごろに社会保険事務所の職員に相談した覚えはあるが、標準報酬月額の引下げについては同意した覚えは無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成6年4月から同年10月までの期間は53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年11月26日以降の7年9月20日に、遡^{そきゅう}及して30万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、A社の商業登記簿から同社の代表取締役であることが確認できる上、申立期間当時、同社において社会保険料の滞納があったことを認めている。このことは、同社と取引のあった金融機関から提出のあった同社に係る社会保険料振替口座の記録から、平成6年10月の社会保険料が振替されていないことが確認でき、当該振替されていない金額が、社会保険庁の訂正後の標準報酬月額を基に算定した申立人と申立人の妻2名の社会保険料減額分の合計額とほぼ一致することからも裏付けられる。

また、A社の経理担当役員であった申立人の妻は、社会保険事務所に出向き、滞納保険料の相談を行った際、職員が提示した書類に押印した旨の供述をしていること、同社の当時の役員は、社会保険の手続は申立人の妻が行っていたとしても、申立人がそれを知らないはずはないと供述していること等を踏まえると、同社の代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の変更処理がなされたことは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 1 日から 10 年 6 月 30 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。

平成 10 年ごろから会社の経営が悪化し、社会保険料を滞納していたところ、社会保険の事務手続については妻に一任しており、標準報酬月額の引下げについては聞いていなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成 9 年 5 月から同年 12 月までの期間は 41 万円、10 年 1 月から同年 5 月までの期間は 36 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 10 年 6 月 30 日以降の 11 年 4 月 6 日に、^{そきゅう}遡及して 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、A社の商業登記簿から同社の代表取締役であることが確認できる上、申立期間当時、同社において厚生年金保険料の滞納があったことを認める供述をしている。

また、A社において社会保険の実務を担当していた申立人の妻は、平成 10 年ごろに、社会保険事務所から何度も呼出しを受け、厚生年金保険料を納付するよう指導を受け、最終的には、社会保険事務所の職員に言われるままに書類

を作成し、代表者印を押したと供述している。

さらに、社会保険事務所では、このような標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{さく}及訂正については、事業主からの届出を受けて処理していたとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべき立場にあり、当該行為の結果である標準報酬月額の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日まで
② 平成 8 年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社にそれぞれ継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に継続して勤務していたと申し立てているが、同社の事業主は、申立人は当該期間については既に退職していたと供述している。

また、A社から提出された平成5年の源泉徴収簿からは、申立期間に係る保険料が控除されていた事実は確認できない。

さらに、雇用保険の加入記録及びA社が加入していたC健康保険組合が発行した資格期間証明書に記載された申立人の離職日は、平成5年1月20日となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致しているほか、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書でも、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、社会保険庁のオンライン記録どおりであることが確認できる。

このほか、申立人について申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人はB社に継続して勤務しており、厚生年金保険

の被保険者であったはずであると申し立てている。

しかし、B社の事業主は、申立人の退職日は、雇用保険の加入記録どおりで間違いないと供述しているところ、申立人の雇用保険の加入記録は、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書から、退職月である申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。しかし、B社の事業主は、申立人から提出された退職月の給与支給明細書に記載されているとおり、退職月の給与から、厚生年金保険料の名目で保険料相当額を間違えて控除したと供述しており、当時の事務処理に誤りがあったことを認めている。

なお、厚生年金保険法第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、同法14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされており、離職月については、厚生年金保険の被保険者期間には算入されない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 6 年 9 月 30 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。

平成 6 年 9 月ごろに事業を廃止したが、そのころは入院しており、事業廃止に伴う手続等は同社の代理人と妻に任せていた。標準報酬月額の引下げについては聞いてなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成 4 年 12 月から 6 年 8 月までの期間は、50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 6 年 9 月 30 日以降の同年 10 月 17 日に、遡及して 11 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、A社の商業登記簿から同社の代表取締役であることが確認できるが、同社の事業廃止に伴う手続等は同社の代理人と妻に任せていた旨供述している。

また、A社の解散手続において、同社の代理人を務めた者は、社会保険事務所から社会保険料の滞納処理についての説明を受け、当時の申立人の妻に説明し、同意を得た上で、事業廃止の手続及び申立人に係る標準報酬月額の減額訂

正の届出を行った旨供述している。

さらに、社会保険事務所では、このような標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正等については、事業主からの届出を受けて処理していたと回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である標準報酬月額の減額訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月16日から同年9月30日まで
② 昭和48年7月21日から50年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。退社した時期は定かではないが、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社にそれぞれ継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退社時期に関する正確な記憶は無いものの、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、それぞれ継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間①に係る事業主は、申立人のA企業年金基金における資格喪失日は、社会保険庁のオンライン記録どおりであるが、当時の人事記録等が残っていないため、申立人の勤務の実態等は分からないと回答している。また、申立期間②に係る事業主は、当時の人事記録等が残っておらず、当時の状況が分かる社員もいないため、申立人の勤務の実態等について確認することができないと回答している。

また、社会保険庁のオンライン記録から、当時、申立期間①及び②に係る事業所において厚生年金保険の被保険者であることが確認できた複数の従業員に対して確認したが、いずれの従業員からも申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の事業主による給与からの控除に関する供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の申立期間①及び②に係る事業所の厚生年金保険被

保険者名簿の健康保険整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人について申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から58年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和49年4月から58年4月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てしているところ、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社で請負制の社員として勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の経理事務担当者は、「請負制の社員が厚生年金保険に加入するようになったのは、昭和59年9月1日からであり、それ以前の期間については、当該社員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している上、申立人と同様に、請負制の社員であったとする上述の同僚の一人も、「請負制の社員については、厚生年金保険には加入しておらず、自分も給与から厚生年金保険料を控除されたことはなかった。」と供述している。このことは、社会保険庁のオンライン記録から、当該同僚を含む複数の請負制の社員が、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者とはなっていないことが確認できることから裏付けられる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和52年7月から53年6月までの期間及び54年4月から58年4月までの期間については、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 4866 (事案 645 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月26日から36年9月25日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を照会したところ、昭和35年1月26日から36年9月25日までの期間について加入していた事実がない旨の回答をもらった。A社には昭和32年1月1日から36年9月25日まで継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、申立期間は厚生年金保険の適用事業所の全喪手続後であり、大半の社員が全喪日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるなどの理由から認められなかった。

その後、申立期間当時、子供の通院のために健康保険被保険者証を使用したことを思い出したので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間は厚生年金保険の適用事業所の全喪手続後であり、大半の社員が全喪日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることに加え、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等が無いなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月1日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間当時、子供の通院のために健康保険被保険者証を使用したことを思い出したとしているが、当該病院は既に廃業しており、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時、国民健康保険や任意継続被保険者等、他の

制度に加入し、保険料を支払った記憶は無いと供述しているが、申立人の妻は、近くの郵便局に行き、保険料らしきものを納付した様な記憶があると供述している。そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 29 日から 44 年 2 月 1 日まで
平成 12 年ごろ、国民年金がもらえるかどうかを確認するために社会保険事務所へ行った際、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったので請求するはずはなく、受領したことを示す資料も所持していない上に、受け取った記憶も無いので、脱退手当金は受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 44 年 3 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 5 日から 34 年 7 月 3 日まで
65 歳になって、社会保険事務所で年金の裁定請求をしたときに、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、無断で会社を辞め、その後は会社にも家族にも居場所を教えずに隠れていたため、脱退手当金など請求できる状況ではなかったし、家族も勝手に脱退手当金の請求をするはずはないので、脱退手当金は受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 6 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 7 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 34 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、29 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 24 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続をした旨の供述をしていることに加え、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうえ、申立人から聴取しても受給した記憶

が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月10日から22年3月20日まで
② 昭和22年3月20日から37年2月1日まで

平成19年の秋ごろ、A社会保険事務局に自分の年金記録について問い合わせをした際、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、私は、脱退する意思は無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後7ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年2月の前後2年以内に資格喪失した者14名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち11名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等をB省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した旨の記録が確認できるほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4

か月後の昭和 37 年 5 月 31 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 25 日から 38 年 3 月 31 日まで
平成 5 年に社会保険事務所で自分の年金記録を確認してもらったときに、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、自分で脱退手当金を申請した記憶も、脱退手当金をもらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 7 月 9 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から 10 年 10 月 7 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、登記簿謄本によりA社の取締役として在籍していたこと、及び社会保険庁のオンライン記録により厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年1月から10年9月までの期間は59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年10月7日）以降の11年1月19日付けで、申立人と代表取締役の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、申立期間について9万2,000円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の代表取締役は、「申立人は同社の社会保険担当者であり、代表者印は申立人が所持していた。また、同社には社会保険料の滞納があり、社会保険事務所へ相談等の対応は申立人が行っていた。その後、申立人から標準報酬月額を訂正した旨の報告を受けた。」と供述し、同社の従業員は、「申立期間当時、同社では給与の遅配及び未払いがあった。申立人が社会保険関係の事務手続を担当していた。」と供述している。

また、A社の清算人は、「同社の代表者印は、申立人から受け取ったと思う。また、標準報酬月額減額訂正処理は申立人が行ったと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、「自分は申立期間当時、A社で社会保険の手続を担当しており、社会保険料の滞納金額の分納に係る相談で社会保険事務所に何度か出向いた記憶がある。」と供述している。これらのことから、申立人は、自身の標準報酬月額減額に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役及び社会保険担当者として、自身等の記録訂正処理に職務上関与しながら、当該減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 16 日から 16 年 2 月 10 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた平成 15 年 8 月 16 日から 16 年 2 月 10 日までの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び従業員の供述により、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、A社の回答では、「保管している申立人に係る給与精算表には厚生年金保険料の控除欄に記載が無く、厚生年金保険料は控除されていない。また、再入社時は、申立人も了解の上で歩合制として雇用した。歩合制のため厚生年金保険には加入させず、厚生年金保険料の控除もしていない。さらに、申立人に対して毎月給与明細書を渡していたので、申立人も社会保険に加入していないことは分かっているはずだ。」としている。

また、申立人がA社において一緒に勤務していた同僚を記憶していないこと等から供述が得られず、申立人の申立期間当時の業務内容及び勤務形態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた2名のうち1名は、「申立人が申立期間当時勤務していたことは記憶しているものの、申立人の厚生年金保険の加入状況について

は分からない。」とし、当時同社において経理を担当していた他の1名は、「申立人は営業職の契約社員であったので給与では無く、売りに応じた販売手数料が支払われていた。また、申立人は社会保険には加入しておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と供述している。

加えて、申立人から提出された金融機関預金通帳の明細コピーからは、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月ごろから 58 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 57 年 5 月ごろから 58 年 7 月 25 日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所の記録では、平成 13 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、及び当時の事業主等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している 1 名の同僚は、「申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況については分からない。自分はパート勤務なので国民年金に加入していた。」と供述している。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた従業員のうち 1 名は同社本社において総務・経理担当をしていたとし、もう 1 名は同社本社において社会保険関係事務担当者であったとしているが、当時の社会保険事務の手續については記憶が無く、他の 1

名は申立人と同じ食堂に入社し、料理補助の正社員であったとしているが、いずれも申立人の記憶が無い旨供述している。

加えて、申立人が保管しているA社における総務部担当者から申立人あてのメモに「厚生年金保険加入手続き完了、5月19日」との記載があることから、申立人は申立期間が被保険者資格期間であることを主張している。しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和58年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、社会保険事務所は当該処理を同年5月19日に実施したことが確認できる。また、上記メモを作成した担当者は、同社の入社年月が57年11月であることから、当該メモは58年5月19日に作成されたものであると考えられる旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月1日から29年1月5日まで
② 昭和32年11月30日から33年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B支部に勤務した申立期間①及びC社D支店に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの会社に勤務し厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出のあったA社B支部前で撮影された同支部の従業員の集合写真から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同支部に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社B支部は、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社の事業主は、「当時の関係資料を保存しておらず、申立人の厚生年金保険の資格得喪届及び保険料控除については不明である」旨供述していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社B支部に地理的に近接した同社の複数の事業所について、社会保険事務所が保管する同事業所の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認することができなかった。

申立期間②については、C社D支店の同僚の「申立人は昭和33年7月1日から同年11月1日まで勤務していた」との供述から判断すると、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、C社の事業主は、「当時の関係資料を保存しておらず、申立人の厚生年金保険の資格得喪届及び保険料控除については不明である」旨供述している上、同社D支店の当時の社会保険担当者は所在不明であるため、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するC社D支店の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 1 日から 4 年 2 月 29 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 4 年 2 月 29 日の後の同年 3 月 4 日付けで、3 年 6 月から 4 年 1 月までは 53 万円が 20 万円にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「平成 4 年ごろ、会社の業績不振のため、社会保険料の滞納がかさみ納付困難となり、社会保険事務所へ出向いて相談した結果、自らの標準報酬月額を減額することに同意した」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月から 23 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A事業所（駐留軍施設）に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には昭和 21 年 7 月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の同僚の「申立人と一緒に同事業所で勤務していたことを記憶している」との供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認される。

しかしながら、駐留軍施設に勤務する日本人労働者は、当時、国の雇用者である身分を有していたものの、社会保険制度が適用されたのは昭和 24 年 4 月 1 日からであり、申立人が勤務していたとするA事業所は、社会保険事務所が保管する同事業所の厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の適用事業所となったのが同年 4 月 1 日であることが確認でき、同事業所は、申立期間について適用事業所となっていない。

また、A事業所の人事記録等を保管しているB局は、申立人の在籍記録及び厚生年金保険の加入記録は確認できないとしていることから、社会保険事務所が保管する同事業所の厚生年金保険被保険者名簿から複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から 11 年 6 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役ではあったが、厚生年金保険関係事務に関与していた記憶が無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 11 年 6 月 30 日の後の同年 10 月 1 日付けで、10 年 1 月から同年 9 月までは 30 万円が 9 万 2,000 円に、同年 10 月から 11 年 5 月までは 20 万円が 9 万 2,000 円に、それぞれさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「A社における厚生年金保険関係事務及び経理事務は、私と母親が担当しており、また、当時、厚生年金保険料の滞納はなかった」旨供述しているが、母親は既に死亡しているため、当時の状況を確認することができないものの、申立期間当時、同社において、唯一の厚生年金保険被保険者であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額処理に関与していた

ものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月17日から52年7月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和49年1月から52年7月の会社倒産時まで勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の「申立期間当時、確かに申立人と一緒に同じ部署で勤務していた」旨の供述から判断すると、申立人は申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の当時の事業主は所在不明であり、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することはできなかった。

また、複数の従業員が記憶しているA社の当時の従業員数は約100人であるが、同社の厚生年金保険被保険者名簿から確認できる被保険者数は約70人であることから、同社は、当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったことがうかがわれる。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿からは、申立人が同社の厚生年金

保険の資格を取得した記録は確認できない上、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

加えて、申立期間当時、A社が加入していた厚生年金基金の加入記録を確認したが、申立人の加入記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月から35年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和33年7月から35年1月まで勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の担当者は、「当時の事業主は既に死亡しており、当時の事情を知っている者は現在当社におらず、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる資料も無い」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人の業務における前任者又は後任者を特定できなかった上、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することはできなかった。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿からは、申立人が同社の厚生年金保険の資格を取得した記録は確認できない上、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月9日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間には、同社に勤務しながら関連会社であるB社の設立準備に携わっていたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し、同期間に厚生年金保険の被保険者であったことを申し立てている。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所となっておらず、また、申立期間当時の同社及び同社の関連会社であるB社の事業主は亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態や両事業所における厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立人がA社に引き続き勤務したとするB社は、社会保険庁の記録によると、昭和24年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同日にB社で被保険者資格を取得した者のうち申立人を含む4名は、A社で被保険者資格を喪失した後、相当期間を経過した後にB社で被保険者資格を取得していることが確認できる（申立人を含む3名は、6か月を経過した後にB社で被保険者資格を取得しており、1名は、18か月を経過した後に被保険者資格を取得している。）。

さらに、申立人は、当時のA社における従業員を数名記憶していたことから、このうち連絡先を把握した従業員に照会したところ、1名から回答を得たが、当該従業員は、申立人を記憶しているが、申立人が申立期間にA社又はB社の

いずれに在籍していたかについては記憶が無く、また、両事業所における申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては分からないと供述しており、申立人が、いずれかの事業所において、厚生年金保険料の控除があったことを確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿を基に、連絡先を把握した複数の従業員に照会したところ、6名から申立人が同社に在籍していたことを記憶している旨の回答はあったが、6名とも同社における申立人の在籍期間及び厚生年金保険料の控除については分からないとのことであり、申立人が申立期間に同社に在籍していたこと及び同期間において厚生年金保険料の控除があったことは確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 1 日から 4 年 2 月 26 日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年3月から4年1月までは53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月26日の後の同年11月13日に、当該標準報酬月額の記録は、10万4,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成4年11月13日の標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「自分は、1年のうち半年は海外支店で海外活動していたので、標準報酬月額の訂正処理に係る届出を行っていないし、経理や社会保険事務は管理部長に任せていた。」と供述しているが、申立人の提出した旅券から、申立人が、標準報酬月額の訂正処理日には日本にいたことが確認できる。

さらに、A社の管理部長及び社会保険事務担当者は、同社の代表者印は申立人が管理していたと供述しており、また、同社会保険事務担当者は、同社の社会保険の書類は、申立人が内容を確認した上で代表者印を押していたと供述している。

加えて、申立人は、平成4年ごろにA社の経営が悪化し、このころから社会保険料の滞納があったかもしれないと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 10 年 4 月 30 日まで

A社に取締役として勤務していた期間(代表取締役として勤務していた期間を含む。)のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年12月から5年5月までは53万円、同年6月から6年5月までは20万円、同年6月から10年3月までは11万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月30日の後の同年12月1日に、4年12月から10年2月までの期間に係る標準報酬月額が9万2,000円に訂正されるとともに、同年3月の標準報酬月額は同年3月1日付けの随時改定が行われることにより、当該訂正処理前の記録と同額の11万円とされていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成6年2月10日に同社の代表取締役を辞任しており、10年12月1日の標準報酬月額の訂正処理日において同社の代表取締役とはなっていないが、申立人は、代表取締役を辞任して、他の取締役が代表取締役になった後も、同社の代表者印を自分が管理していたと供述している。

また、社会保険事務所が保管しているA社に係る滞納処分票によると、同社

は、平成8年ごろから社会保険料を滞納しており、社会保険事務所から督促を受けていたことが確認できる。

さらに、A社の元社会保険手続担当者は、申立期間当時、申立人は実質的に同社の経営の指揮を取っており、また、同社が営業を終了した後も社会保険料の督促を受けていたことから、自分が社会保険事務所から郵送された社会保険に係る手続書類を持って申立人の自宅を訪問し、同書類に代表者印を押してもらって、社会保険事務所に提出したと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の実質的な経営者であった申立人が、自らの標準報酬月額の特減処理に関与しながら、当該標準報酬月額の特減処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 13 年 3 月 13 日まで
代表取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与総額に相当する標準報酬月額と相違しているため、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 13 年 3 月 13 日の後の同年 3 月 19 日に、9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成 13 年 3 月 19 日の標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「妻に確認したところ、A社では、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所から何度か呼出しがあったようである。」と供述している。

さらに、申立人の妻は、「A社を厚生年金保険の適用事業所でなくするための手続を行うため、同社の代表者印を持って社会保険事務所へ行き、用意されていた書類に押した。その際に、社会保険事務所の職員から何らかの説明があったとは思いますが、内容までは記憶していない。」と供述しており、申立人は、「妻が、私の代理として手続を行った。手続内容は事後承認という形で決裁し

たと思う。」旨供述している。

加えて、A社が加入していた申立期間に係る厚生年金基金の標準報酬月額
の記録を確認したところ、平成13年3月に厚生年金保険の記録と同様の訂正処
理が行われており、掛金還付請求書及び委任状には申立人の署名押印があるこ
とが確認できることから、申立人は当該訂正処理に同意したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、
自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理
が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間
について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはでき
ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から28年3月1日まで
② 昭和29年8月14日から30年8月まで
③ 昭和30年8月から31年7月1日まで
④ 昭和31年10月12日から32年3月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A所（現在は、B社）及びC所で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A所には、昭和25年4月から30年8月まで、C所には、昭和30年8月から32年3月までそれぞれ勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社の代表者は、申立人に係る人事記録等を保有していないことから、申立人の勤務実態や、給与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨供述しているが、申立人が保管するD連盟の会員証（以下、会員証という。）に、申立人が同連盟に登録となった昭和28年8月1日以前から、A所に映写技術者の見習いとして勤務していたこと、登録前の26年12月に、映写技術者2級免許の交付を受けていたことが記載されていることから、申立人が、申立期間①のうち、少なくとも26年12月以降の期間において同所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A所は、申立人が被保険者の資格を取得した昭和28年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する A 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同所が適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 3 人に照会を行ったところ、このうち一人が、厚生年金保険に加入する前の申立期間①当時には、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった旨の供述をしている。

申立期間②について、前述のとおり、B 社には当時の資料が保管されておらず、申立人の勤務期間や保険料控除の有無を確認することはできない。

また、従業員の一人が、申立人が昭和 30 年ごろまで勤務していたと思う旨供述している一方で、B 社の代表者は、自身が勤務を始めた昭和 30 年 3 月の時点では申立人がいなかった旨の、相反する供述をしている。

このことから、申立人が、当該期間においても A 所に勤務していた可能性は否定できないものの、いずれの供述によっても申立人の具体的な退職時期を確認できないことから、勤務していた期間を特定することはできず、勤務実態が不明確であると判断せざるを得ない。

申立期間③について、前述の会員証の入会後の移動に関する頁に、申立人が昭和 30 年 10 月に C 所に転入した旨の記載があることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する C 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 30 年 10 月 1 日に厚生年金保険に加入したことが確認できる同僚が、自身の勤務開始より前に申立人が在籍していた旨の供述をしていることから、申立人は、申立期間③のうち少なくとも同年 10 月 1 日以降の期間においては、同所に勤務していたと推認できる。

申立期間④について、申立期間③における申立人の在籍に係る供述をした同僚が、自身の退職日の時点で申立人は勤務していたとも供述しており、当該同僚は、C 所に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和 31 年 11 月 1 日に喪失していることから、申立人は、申立期間④のうち、少なくとも同年 10 月 31 日以前の期間においては、同所に勤務していたと推認できる。

しかしながら、C 所は昭和 34 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間当時の申立人の勤務実態や保険料控除の有無について確認することができない。

また、当時の事務担当者は、C 所における厚生年金保険関係の取扱いが適切に行われていなかった旨供述していることに加え、複数の従業員が記憶しているそれぞれの就職、退職の時期と、同所に係る被保険者名簿に記録されている厚生年金保険の資格取得や喪失の日に関係があることが確認でき、同所では、従業員の厚生年金保険の加入等について、事実即した正確な手続を行ってなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、事業主による厚生年金保険料の給与からの控除について、

申立期間①については明確な記憶が無く、申立期間②、③及び④については、控除があったと主張しているが、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 1 日から平成 4 年 6 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、当初、昭和 61 年 8 月から平成元年 1 月までの期間については 47 万円、同年 2 月から 2 年 9 月までの期間については 34 万円、同年 10 月から 3 年 6 月までの期間については 36 万円、同年 7 月から 4 年 5 月までの期間については 41 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日 (平成 4 年 7 月 1 日) の後の 5 年 1 月 29 日付けで、すべての期間についてさかのぼって 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立期間に係る標準報酬月額の記録の減額処理が行われた当時、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の経営状態について、同社で平成 3 年ごろまで経理業務に携わっていたとする申立人の妻は、自身が勤務していた期間のうち昭和 62、63 年ご

ろから平成3年ごろに社会保険料を滞納しており、督促状を受け取ったことや、2か月から3か月分の保険料として400万円から500万円をまとめて払った記憶があると供述しており、同社の元従業員も、平成4年ごろに給与の遅配があったと供述していることから、申立期間当時における同社の経営状態は思わしくなく、社会保険料の納付にも苦慮していたことがうかがわれる。

さらに、申立人の妻は、平成5年ごろは銀行からの借金の返済が不能になり、申立人一家が居住していた土地建物が競売に付された後も何億円もの残債があったこと、及び、申立人は、社会保険事務所との話合いで、滞納していた厚生年金保険料と自身の標準報酬の引下げによって生じる保険料を相殺することを承知した可能性があると考えられる旨供述している。

これらのことを考え合わせると、A社の代表取締役であった申立人が関与することなく、社会保険事務所において前述の標準報酬月額の変更処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から7年12月31日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当初、平成6年2月から同年10月までの期間については53万円、同年11月から7年11月までの期間は59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年12月31日）の後の8年2月15日付けで、それぞれさかのぼって8万円、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時において同社の代表取締役として勤務しており、前述の標準報酬月額の引下げが行われた当時は、同社の清算人となっていたことが確認できる。

さらに、申立人は、A社における社会保険の手続は自らが行っており、同社が倒産したころに、滞納していた社会保険料の支払について管轄社会保険事務所から呼出しを受けたこと、保険料を支払える状況でないことを説明したところ、社会保険事務所の担当者から未納保険料を納付しないで処理する方法があることを教えられ、自身の一存で、社会保険事務所に一任することを承諾した旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険事務の執行に当たっていた同社の代表取締役として、自身の標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。